

後期高齢者医療制度の概要

(令和4年度版)



山梨県後期高齢者医療広域連合

目 次

I	後期高齢者医療制度の沿革	P 1
II	後期高齢者医療広域連合の組織	P 2
III	後期高齢者医療制度の概要	
	1 制度の運営としくみ	P 3～P 6
	市町村負担金の状況 …… (P 5・P 6)	
	2 被 保 険 者	P 7～P 10
	被保険者数の推移 …… (P 8)	
	年齢区分別の状況 …… (P 9)	
	異動事由別の状況 …… (P 9)	
	市町村別被保険者数 …… (P 10)	
	3 保 険 料 の 賦 課	P 11～P 16
	所得区分別の状況 …… (P 14)	
	軽減被保険者の状況 …… (P 14)	
	保険料賦課状況 …… (P 15・P 16)	
	4 保 険 料 の 徴 収	P 17～P 22
	保険料収納状況 …… (P 19)	
	市町村別収納状況 …… (P 20・P 21)	
	短期証等の交付状況 …… (P 22)	
	差押えの状況 …… (P 22)	
	不納欠損の状況 …… (P 22)	
	5 保 険 給 付	P 23～P 38
	医療費及び医療給付費 …… (P 28)	
	葬祭費 …… (P 29)	
	診療種別医療費の状況 …… (P 29)	
	1人当たり医療費の状況 …… (P 30)	
	市町村別医療費の状況 …… (P 31)	
	市町村別療養給付費の状況 …… (P 32)	
	市町村別1人当たり医療費〔総額〕 …… (P 33)	
	市町村別1人当たり医療費〔内訳〕 …… (P 35)	
	市町村別1人当たり療養費の状況 …… (P 36)	
	市町村別診療費諸率の状況 …… (P 37・P 38)	
	6 医 療 費 の 適 正 化	P 39
	7 保 健 事 業	P 40～P 43
	市町村別交付額等の状況 …… (P 42)	
	市町村別交付額等の状況(歯科) …… (P 43)	
	8 決 算 の 状 況	P 44～P 48
	一般会計決算の状況 …… (P 46)	
	特別会計決算の状況 …… (P 47・P 48)	
IV	年 表	P 49～P 57

I 後期高齢者医療制度の沿革

S48	S58	H9	H11	H12	H14	H15	H17	H18	H20
老人医療費の無料化 (自治体レベルでは35年)	老人保健法を制定	政府等で新制度の検討を開始	老健拠出金不払い運動	新制度を平成14年度に必ず実施すること	新制度まともならず次の課題に	医療保険制度体系等に関する基本方針を決定	医療制度改革大綱を決定	健康保険法等改正法案が成立	後期高齢者医療制度が施行

従来、75歳（一定の障害のある人は65歳）以上の方は、国保や健保組合などの医療保険制度に加入したまま、「老人保健制度」のもとで医療を受けていましたが、特に高齢者の医療費が急速に伸びるなか、高齢者と若年者の費用負担の関係が不明確であること等による不公平感や、制度の運営責任が不明確といった問題点が指摘されていました。

老人保健制度

- 若人と高齢者の費用負担関係が不明確
- 保険料を納めるところ（健保等保険者）と使うところ（市町村）が分離し、運営責任が不明確
- 加入する保険や市区町村により、保険料額に差がある

医療給付の財源構成

窓口での自己負担金	公費負担 5割 (国4：県1：市1)
	国保・被用者保険からの拠出金 5割 (高齢者と現役世代の保険料の区別無し)

後期高齢者医療制度

- 若人と高齢者の負担を明確化（若人が給付費の4割、高齢者が1割）
- 保険料を納めるところと、使うところを広域連合に一元化して、運営責任を明確化
- 都道府県ごとの医療費水準に応じた保険料を高齢者全員で公平に負担

医療給付の財源構成

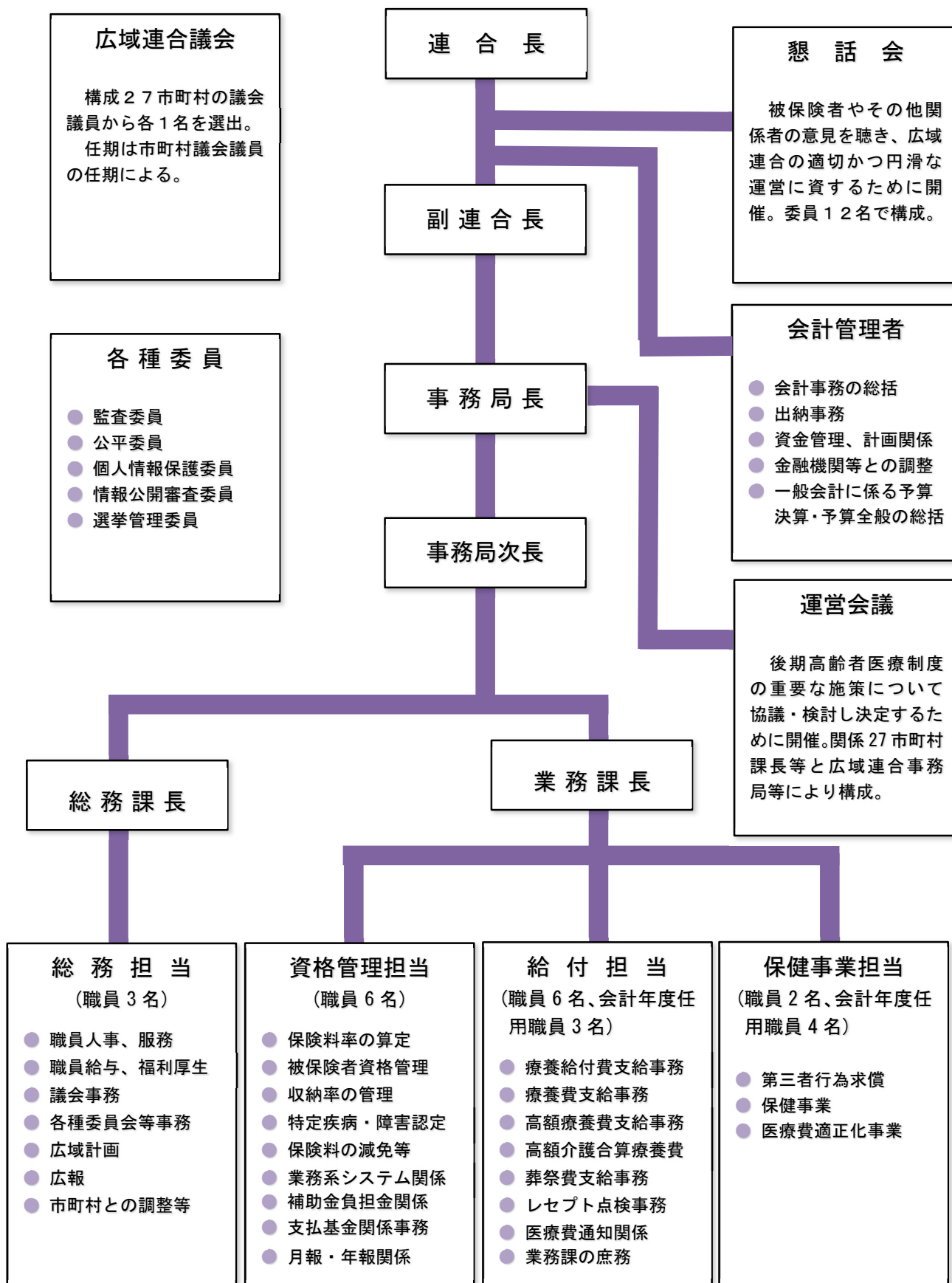
窓口での自己負担金	公費負担 5割 (国4：県1：市1)	被保険者の保険料 1割
	国保・被用者保険(現役世代)からの支援金 4割	

そして、これらの問題点を解決しながら、高齢者の心身の特性や生活実態を踏まえ、急速に進む高齢化社会に対応するための仕組みとして、平成20年4月1日、「後期高齢者医療制度」が始まりました。

こうして始まった「後期高齢者医療制度」ですが、施行後すぐに廃止法案が国会に提出されるなど、当初は安定した制度とはいえませんでした。

しかし、社会保障改革国民会議の報告書（平成25年8月）において、後期高齢者医療制度については、現在では十分定着しており、今後は、現行制度を基本としながら必要な改善を行っていくことが適当である旨の報告がなされ、その後の持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の成立（平成25年12月）を経て、現在では定着した制度になりつつあります。

II 後期高齢者医療広域連合の組織

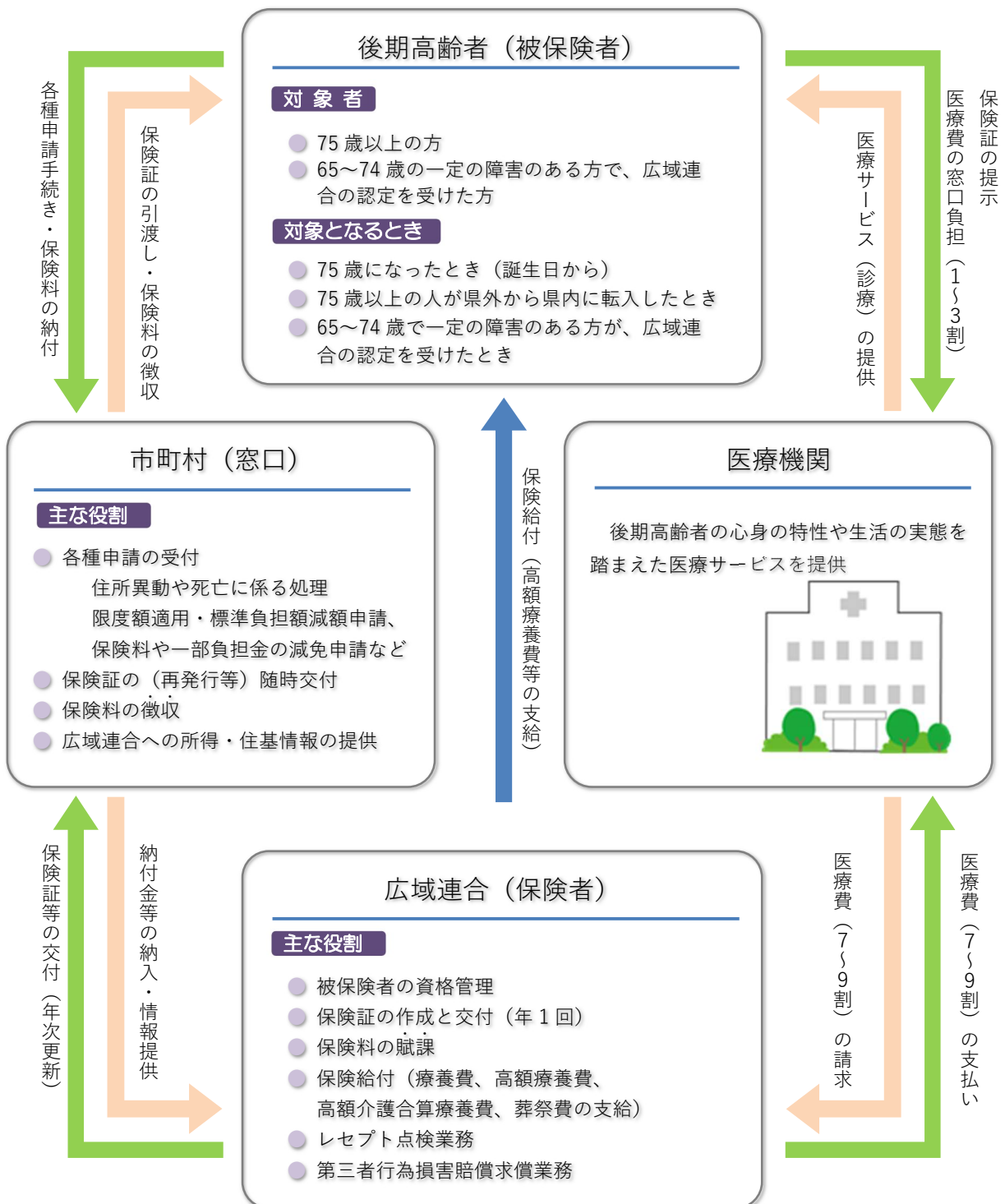


Ⅲ 後期高齢者医療制度の概要

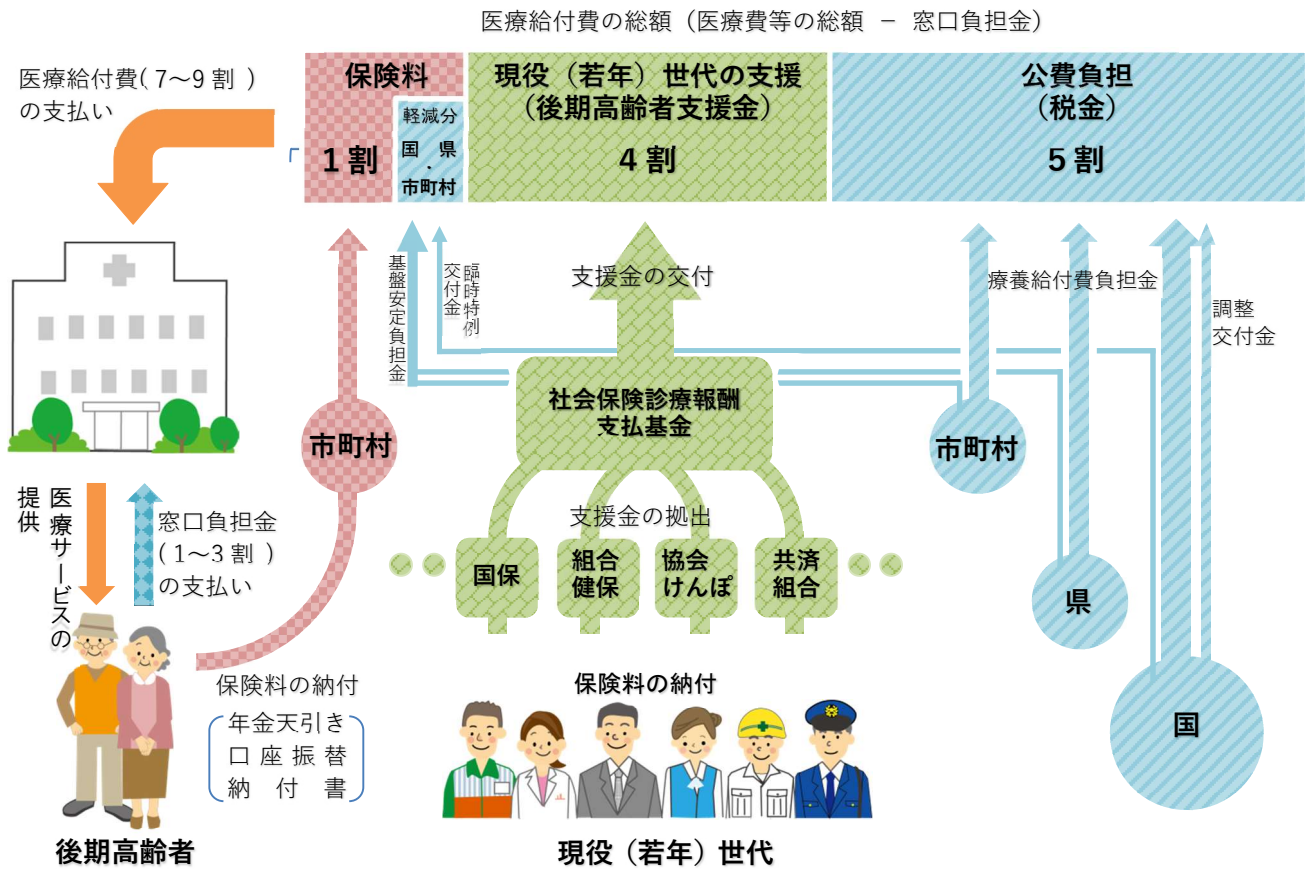
1 制度の運営としくみ

(1) 制度の運営

後期高齢者医療制度の運営は、都道府県ごとにすべての市町村が加入する広域連合が行います。山梨県においては、平成19年2月1日に県内のすべての市町村が加入する山梨県後期高齢者医療広域連合が設立され、平成20年4月1日に制度が施行されました。市町村と役割分担を行いながら、保険者として制度を運営しています。



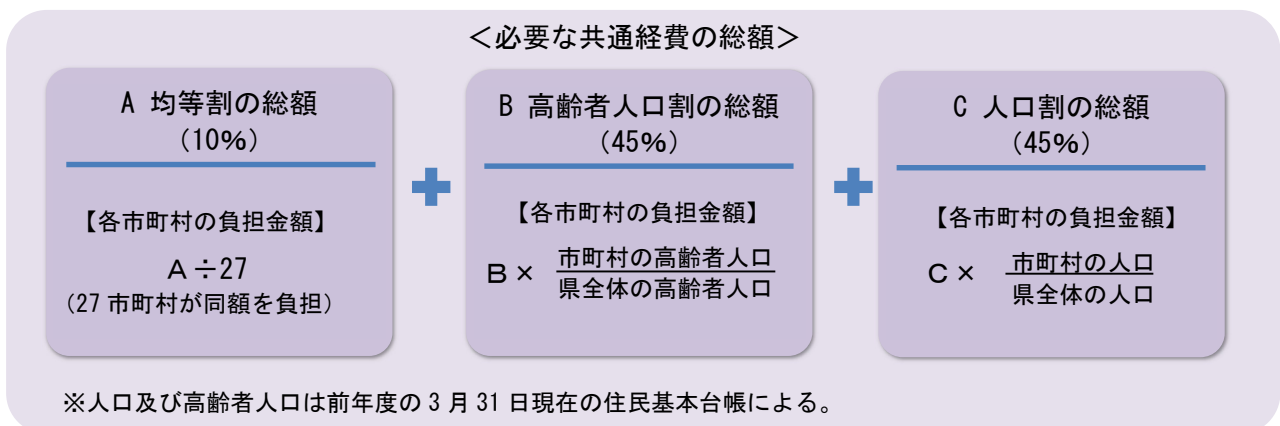
(2) 医療給付の財源構成



- 窓口負担が3割(現役並み所得者)の人の医療給付においては、保険料(1割)と現役世代からの支援金9割(通常は4割)が充てられます。(公費負担(5割)はありません。)
- 後期高齢者の保険料による負担率は約1割(10%)ですが、2年ごとに現役世代の人口減少割合に応じて見直されており、令和4・5年度は11.72%となっています。

(3) 医療給付以外(人件費・事務費等)の財源

広域連合の運営に必要な共通経費(人件費・事務費等)は、主に県下27市町村が納付する負担金により賅っています。



● 市町村負担金 [医療給付の財源] の状況 [令和4年度]

(単位：円)

市町村名	保険料負担金				療養給付費 負担金	基盤安定 負担金
	特別徴収分	普通徴収分	過年度分	計		
1 甲 府 市	1,212,870,470	875,399,420	5,795,844	2,094,065,734	2,101,269,614	506,088,300
2 富 士 吉 田 市	256,335,740	175,852,442	749,600	432,937,782	449,403,743	129,724,822
3 都 留 市	171,145,980	101,487,340	718,700	273,352,020	257,803,207	72,798,860
4 山 梨 市	228,581,700	176,733,500	1,485,263	406,800,463	430,302,506	99,859,992
5 大 月 市	199,614,340	76,816,090	710,869	277,141,299	304,345,115	80,277,371
6 韭 崎 市	179,942,530	89,420,120	1,343,928	270,706,578	278,408,724	73,112,707
7 南アルプス市	381,650,160	239,856,640	1,447,982	622,954,782	637,835,192	156,951,920
8 北 杜 市	395,273,950	207,426,370	558,070	603,258,390	546,703,720	152,127,874
9 甲 斐 市	419,544,770	258,240,730	1,388,060	679,173,560	636,678,962	151,340,382
10 笛 吹 市	348,954,350	391,420,380	3,835,550	744,210,280	725,285,416	170,862,905
11 上 野 原 市	189,822,770	96,270,380	440,040	286,533,190	242,499,495	62,291,599
12 甲 州 市	221,286,880	183,959,270	1,094,570	406,340,720	374,989,369	91,480,610
13 中 央 市	141,550,930	106,842,370	619,030	249,012,330	244,357,188	57,985,287
14 市川三郷町	120,192,060	45,228,390	523,860	165,944,310	199,044,024	59,622,444
15 早 川 町	9,353,450	5,456,490	0	14,809,940	16,519,289	5,526,151
16 身 延 町	112,224,130	38,369,920	248,840	150,842,890	201,533,661	52,920,175
17 南 部 町	65,401,050	20,497,850	300	85,899,200	100,761,960	27,317,255
18 富 士 川 町	101,371,390	43,948,250	151,750	145,471,390	175,609,337	48,847,775
19 昭 和 町	74,023,780	93,302,940	302,300	167,629,020	135,228,616	28,571,230
20 道 志 村	12,808,420	9,017,930	59,900	21,886,250	16,288,308	3,892,414
21 西 桂 町	20,501,680	9,759,190	0	30,260,870	44,535,736	10,834,421
22 忍 野 村	31,252,030	21,750,980	0	53,003,010	56,275,402	13,096,513
23 山 中 湖 村	33,427,290	45,412,650	274,600	79,114,540	49,549,352	10,104,296
24 鳴 沢 村	19,871,030	16,175,600	58,580	36,105,210	27,045,438	7,794,391
25 富士河口湖町	132,534,590	99,591,130	326,324	232,452,044	210,986,809	53,738,744
26 小 菅 村	5,190,070	4,263,960	40,650	9,494,680	8,982,716	3,496,956
27 丹 波 山 村	4,140,900	2,212,520	0	6,353,420	8,131,302	3,063,937
広 域 連 合	5,088,866,440	3,434,712,852	22,174,610	8,545,753,902	8,480,374,201	2,133,729,331

● 市町村負担金 [人件費・事務費等の財源] の状況 [令和4年度]

(単位：人、円)

市町村名	市町村人口		負担金額				(参考)
	総数	内高齢者	均等割	人口割	高齢者人口割	計	令和3年度負担金
1 甲府市	185,751	30,856	1,925,926	53,483,649	54,430,830	109,840,000	109,832,000
2 富士吉田市	47,460	7,604	1,925,926	13,665,251	13,413,664	29,005,000	29,211,000
3 都留市	29,074	4,641	1,925,926	8,371,334	8,186,851	18,484,000	18,623,000
4 山梨市	33,725	6,233	1,925,926	9,710,505	10,995,183	22,632,000	22,783,000
5 大月市	22,422	4,938	1,925,926	6,456,010	8,710,767	17,093,000	17,300,000
6 韭崎市	28,464	4,452	1,925,926	8,195,695	7,853,450	17,975,000	18,025,000
7 南アルプス市	71,395	9,785	1,925,926	20,556,902	17,261,008	39,744,000	39,455,000
8 北杜市	46,094	9,536	1,925,926	13,271,936	16,821,765	32,020,000	31,790,000
9 甲斐市	76,116	9,819	1,925,926	21,916,229	17,320,985	41,163,000	40,422,000
10 笛吹市	68,007	10,977	1,925,926	19,581,389	19,363,729	40,871,000	40,752,000
11 上野原市	22,219	4,264	1,925,926	6,397,560	7,521,813	15,845,000	15,987,000
12 甲州市	30,222	5,975	1,925,926	8,701,880	10,540,064	21,168,000	21,251,000
13 中央市	30,632	3,673	1,925,926	8,819,932	6,479,273	17,225,000	17,160,000
14 市川三郷町	15,095	3,259	1,925,926	4,346,333	5,748,965	12,021,000	12,243,000
15 早川町	930	282	1,925,926	267,777	497,456	2,691,000	2,741,000
16 身延町	10,595	2,956	1,925,926	3,050,639	5,214,465	10,191,000	10,498,000
17 南部町	7,176	1,644	1,925,926	2,066,200	2,900,061	6,892,000	7,041,000
18 富士川町	14,409	2,766	1,925,926	4,148,812	4,879,300	10,954,000	11,044,000
19 昭和町	20,822	1,983	1,925,926	5,995,319	3,498,066	11,419,000	11,245,000
20 道志村	1,581	298	1,925,926	455,220	525,680	2,907,000	2,915,000
21 西桂町	4,118	629	1,925,926	1,185,704	1,109,573	4,221,000	4,231,000
22 忍野村	9,665	867	1,925,926	2,782,862	1,529,412	6,238,000	6,177,000
23 山中湖村	5,781	860	1,925,926	1,664,535	1,517,064	5,108,000	5,087,000
24 鳴沢村	3,106	512	1,925,926	894,317	903,182	3,724,000	3,727,000
25 富士河口湖町	26,643	3,536	1,925,926	7,671,371	6,237,601	15,835,000	15,684,000
26 小菅村	666	167	1,925,926	191,763	294,593	2,412,000	2,436,000
27 丹波山村	524	139	1,925,926	150,876	245,200	2,322,000	2,340,000
広域連合	812,692	132,651	52,000,002	234,000,000	234,000,000	520,000,000	520,000,000

※ 市町村人口は、令和4年3月31日現在

※ 負担金額には、追加設備負担金分は含んでいない。

2 被保険者

(1) 被保険者の要件

後期高齢者医療制度では、右表のいずれかに該当する方を（該当することになった日から）被保険者としています。

（下の（2）や（3）に示すような例外もあります。）

被保険者の要件 （高確法第50条）	
1	県内に住所を有する、75歳以上の方
2	県内に住所を有する、65～74歳の方で、一定の障害があり、申請により広域連合の認定を受けた方

(2) 被保険者の適用除外

（1）の条件を満たしていたとしても、右表の適用除外理由に該当する方については、後期高齢者医療制度の被保険者とはなりません。

適用除外理由 （高確法第51条）	
1	生活保護法による保護世帯（保護が停止中の世帯を除く。）に属する者
2	適用除外とすべき特別の理由がある者で、省令で定める条件に該当する者（短期滞在の外国人等）

(3) 住所地の特例

被保険者となるためには、基本的に広域連合内（山梨県内）に住んでいなければなりません。

しかし、中には病院への入院や施設への入所のために住所を移す場合もあり、このようなケースでは、病院や施設の多い広域連合ほど、必要な給付費の負担が増えることとなります。

このことから、病院や施設等に入院・入所するために住所を異動された方については、異動前の保険者（広域連合）による被保険者資格を継続することになっています。

また、山梨県内の国民健康保険被保険者で、山梨県外の住所地特例対象施設に入所している方が75歳に到達した場合や障害認定にて被保険者の資格を取得した場合も住所地特例（高確法第55条の2）となります。

住所地特例対象施設 （高確法第55条）	
1	病院または診療所
2	障害者支援施設
3	重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設
4	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム
5	特定施設（介護保険法第8条第11項） 指定介護保険施設

(4) 被保険者証

被保険者証（以下、「保険証」という。）は、被保険者1人に1枚、75歳の誕生日までにお住まいの市町村から送付されます。

また、65歳～74歳で一定の障害があり、申請により広域連合の認定を受けた方は、市町村の担当窓口で交付されるか、後日郵送されます。

保険証は1年ごとに更新し、毎年8月1日から新しい保険証になりますが、令和4年度に限り令和4年10月1日からの窓口負担割合の見直しに伴って、すべての被保険者に対して保険証を2回交付します。

なお、年度の途中で世帯構成の変更や所得の更正などにより一部負担割合が変更された場合は、その都度新しい保険証が交付されます。

被保険者証見本

被保険者名	後期 太郎
被保険者番号	01234567
負担割合	1割
有効期限	令和6年 7月31日

後期高齢者医療被保険者証	有効期限	令和6年7月31日
交付年月日		令和5年7月1日
被保険者番号	01234567	
住所	甲府市蓬沢一丁目15番35号	
氏名	後期 太郎	性別 男
生年月日		昭和10年10月10日
資格取得年月日		平成20年 4月 1日
発効期日		平成20年 4月 1日
一部負担金の割合		1割
保険者番号	39190000	
保険者名	山梨県後期高齢者医療広域連合	

● 被保険者数の推移

(年度末現在、単位：人、%)

年 度	県の人口	被保険者			[再掲] 障害認定者	
		人数	増減率 (対前年度)	加入率 (被保険者数÷総人口)	人数	増減率 (対前年度)
平成 30 年度	812,641	128,780	2.54	15.85	1,121	2.47
令和元年度	806,734	130,050	0.99	16.12	1,106	▲ 1.34
令和 2 年度	805,756	129,550	▲ 0.38	16.08	1,106	0.00
令和 3 年度	800,598	131,280	1.34	16.40	1,039	▲ 6.06
令和 4 年度	796,231	135,677	3.35	16.87	913	▲ 12.13

※ 県の人口は、山梨の統計「山梨県の推計人口と世帯数」による翌年度 4 月 1 日現在の人口

[参考] 全国の被保険者数の推移

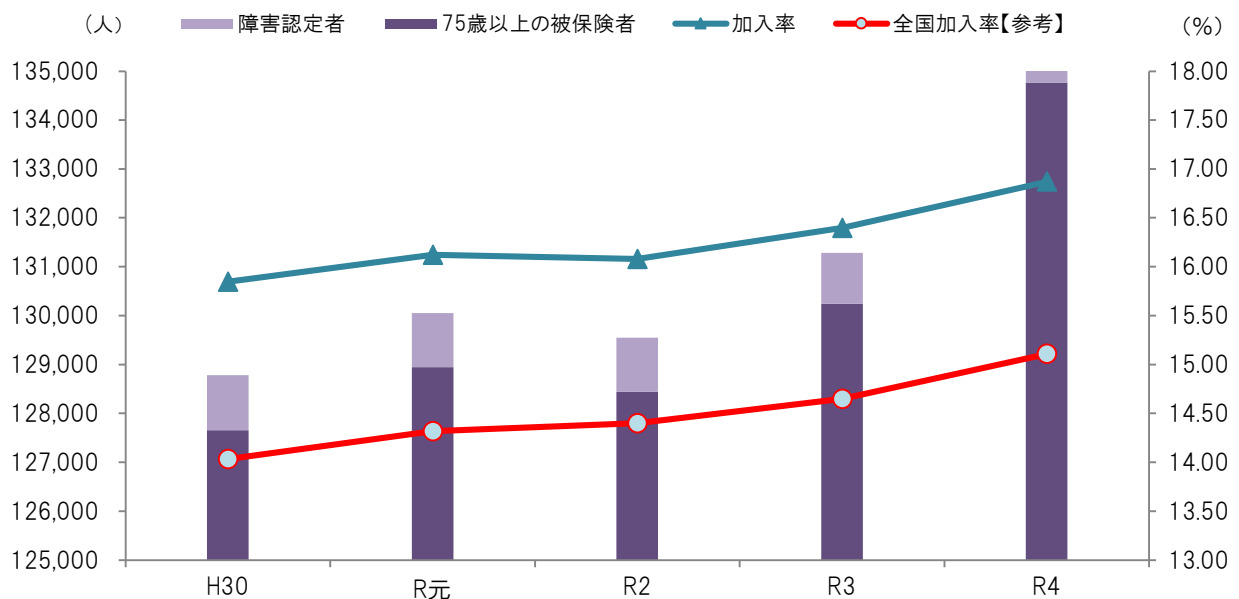
(年度末現在、単位：人、%)

年 度	総人口 (全国)	被保険者			[再掲] 障害認定者	
		人数	増減率 (対前年度)	加入率 (被保険者数÷総人口)	人数	増減率 (対前年度)
平成 30 年度	126,253,652	17,718,119	2.90	14.03	309,400	▲2.31
令和元年度	125,929,817	18,031,647	1.77	14.32	300,732	▲2.80
令和 2 年度	125,416,930	18,060,182	0.16	14.40	297,003	▲1.24
令和 3 年度	125,854,647	18,433,595	2.07	14.65	280,156	▲5.67
令和 4 年度	125,071,329	18,899,150	2.53	15.11	262,434	▲6.33

※ 被保険者数・障害認定者数は、厚生労働省の「後期高齢者医療事業月報（各年 3 月）」による

※ 令和 4 年度の被保険者数・障害認定者数は、厚生労働省の「後期高齢者医療事業月報（2022 年 12 月）」による
令和 4 年度作成時点で上記データ最新

● 被保険者数と加入率の推移



● 年齢区分別の状況

(年度末現在、単位：人)

年齢区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
65 歳～69 歳	419	416	371	307	271
70 歳～74 歳	702	690	735	732	642
75 歳～79 歳	46,911	47,106	44,655	44,535	48,072
80 歳～84 歳	35,548	35,661	36,480	37,700	38,408
85 歳～89 歳	26,093	26,329	26,470	26,795	27,016
90 歳～94 歳	14,096	14,540	15,089	15,178	15,283
95 歳～99 歳	4,314	4,557	4,881	5,143	5,109
100 歳～	697	751	869	890	876
計	128,780	130,050	129,550	131,280	135,677
被扶養者であった 被保険者 [再掲]	16,307	1,350	1,026	1,008	1,374

※ 上記の数値は、後期高齢者医療事業状況報告書（事業年報）A表による。

● 異動事由別の状況

(年度末現在、単位：人)

異動事由		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
増	転入	379	374	404	453	436
	生活保護の廃止	70	67	82	82	58
	年齢到達	10,903	9,145	7,157	9,953	13,640
	その他	384	354	257	240	213
	計	11,736	9,940	7,900	10,728	14,347
減	転出	402	454	329	362	383
	生活保護の開始	272	266	233	294	323
	死亡	7,556	7,677	7,590	8,069	8,903
	その他	166	110	92	109	113
	計	8,396	8,507	8,244	8,834	9,722
増減差	転入－転出	▲23	▲80	75	91	53
	生活保護の廃止－開始	▲202	▲199	▲151	▲212	▲265
	年齢到達－死亡	3,347	1,468	▲433	1,884	4,737
	その他	218	244	165	131	100
	計	3,340	1,433	▲344	1,894	4,625

※ 障害認定による増減は「その他」に含む

※ 上記の数値は、後期高齢者医療事業状況報告書（事業年報）A表による。

● 市町村別被保険者数 [令和4年度]

(年度末現在 単位：人、%)

市町村		被保険者数			[再 掲]					
					障害認定者		元被扶養者		現役並み所得者	
		人数	構成比	年度平均	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1	甲 府 市	31,137	22.95	30,719	360	39.43	259	18.85	2,284	24.26
2	富 士 吉 田 市	7,707	5.68	7,617	9	0.99	123	8.95	479	5.09
3	都 留 市	4,675	3.45	4,625	1	0.11	67	4.88	267	2.84
4	山 梨 市	6,426	4.74	6,318	102	11.27	60	4.37	504	5.35
5	大 月 市	4,979	3.67	4,924	5	0.55	50	3.64	200	2.12
6	韭 崎 市	4,555	3.36	4,453	5	0.55	47	3.42	274	2.91
7	南アルプス市	10,264	7.57	10,016	96	10.51	128	9.32	696	7.39
8	北 杜 市	9,934	7.32	9,690	27	2.96	78	5.68	586	6.22
9	甲 斐 市	10,265	7.57	9,929	14	1.53	127	9.24	738	7.84
10	笛 吹 市	11,056	8.15	10,853	95	10.41	110	8.01	1,042	11.07
11	上 野 原 市	4,373	3.22	4,305	6	0.66	23	1.67	270	2.87
12	甲 州 市	5,997	4.42	5,928	6	0.66	60	4.37	591	6.28
13	中 央 市	3,848	2.84	3,727	10	1.10	46	3.35	293	3.11
14	市 川 三 郷 町	3,335	2.46	3,328	74	8.11	21	1.53	121	1.29
15	早 川 町	285	0.21	285	1	0.11	1	0.07	15	0.16
16	身 延 町	2,977	2.19	2,987	43	4.71	15	1.09	96	1.02
17	南 部 町	1,693	1.25	1,684	19	2.08	12	0.87	53	0.56
18	富 士 川 町	2,817	2.08	2,777	18	1.97	30	2.18	122	1.30
19	昭 和 町	2,058	1.52	1,998	2	0.22	25	1.82	230	2.44
20	道 志 村	318	0.23	313	2	0.22	0	0.00	35	0.37
21	西 桂 町	652	0.48	641	3	0.33	8	0.58	22	0.23
22	忍 野 村	922	0.68	894	4	0.44	20	1.46	56	0.59
23	山 中 湖 村	905	0.67	881	2	0.22	13	0.95	109	1.16
24	鳴 沢 村	550	0.41	535	0	0.00	7	0.51	41	0.44
25	富士河口湖町	3,603	2.66	3,560	9	0.99	40	2.91	279	2.96
26	小 菅 村	196	0.14	186	0	0.00	1	0.07	6	0.06
27	丹 波 山 村	150	0.11	148	0	0.00	3	0.22	5	0.05
	広 域 連 合	135,677	100	129,825	913	100	1,374	100	9,414	100

※ 元被扶養者 … 資格取得日の前日において被用者保険の被扶養者であり、保険料負担のなかった者
 ※ 年度平均は、3月から2月までの被保険者数を合算して12月で除した数値を計上しているため、広域連合の年度平均値と各市町村の年度平均値の合計は一致しません。

3 保険料の賦課

(1) 保険料の基本的な枠組み

医療給付等に必要な財源のうち、約1割を被保険者に負担していただくための保険料は、被保険者全員が負担する「均等割」と、所得に応じて負担する「所得割」で構成されています。

また、保険料率は、2年を通じて財政の均衡が保てるように決定し、2年毎に見直しを行うほか、同一の広域連合内では、保険料は原則として均一賦課※となっています。

※保険料は原則として均一賦課

小菅村については、高齢者の医療の確保に関する法律附則第14条の規定に基づいて、平成20年度から平成25年度まで不均一賦課することを条例で定めていました。(差額は国県が1/2ずつ負担)。

(2) 保険料率（均等割額と所得割率）

保険料率の決定にあたっては、まず、保険給付等に必要な費用額から、公費や支援金等の収入を除いた保険料必要額を求めます。そして、「均等割」分と「所得割」分（原則では50:50の割合ですが、全国平均からみた県の所得水準により比率が変化します）それぞれの必要額を収納できるよう、「均等割額」と「所得割率」を（賦課限度額や収納率の見込等も考慮しながら）決定します。

<必要な保険料の総額>

均等割（総額） 原則 50 % 所得割（総額） 原則 50 %

※ 所得水準により割合が変化

〔 令和4年度本算定時における賦課割合は、均等割 52.10% : 所得割 47.90% 〕

均等割額

均等割（総額） ÷ 山梨県内の被保険者数の見込み

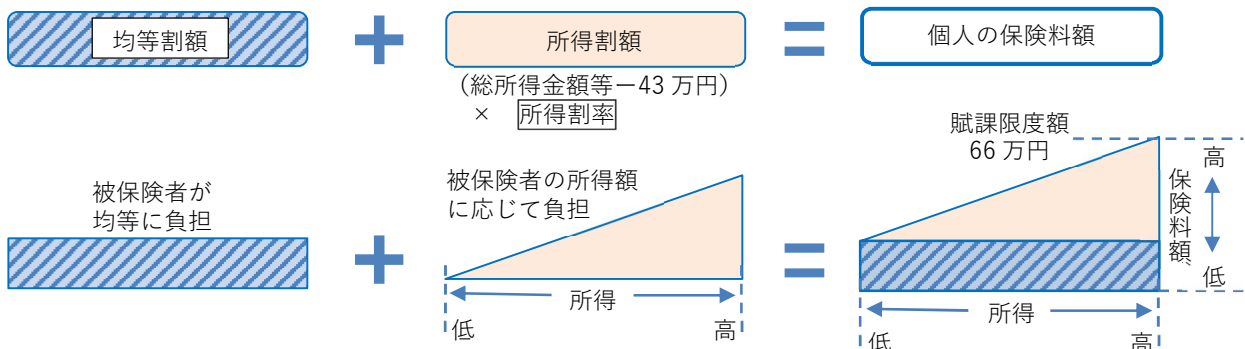
所得割率

所得割（総額） ÷ 被保険者の基礎控除後の総所得金額の見込み

年度	所得割率	均等割額
平成24・25年度	7.86 %	39,670 円
平成26・27年度	7.86 %	40,490 円
平成28・29年度	7.86 %	40,490 円
平成30・令和元年度	7.86 %	40,490 円
令和2・3年度	7.86 %	40,490 円
令和4・5年度	8.30 %	40,980 円

(3) 個人の保険料額

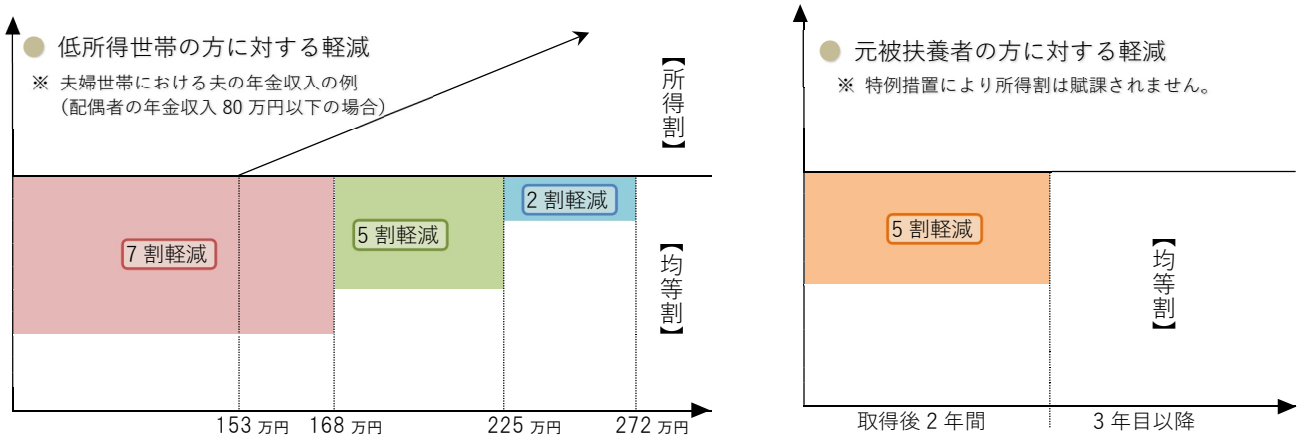
被保険者個人の保険料額は、決定された保険料率と個人の総所得金額等を元に計算されます。



(4) 保険料の軽減

低所得世帯の被保険者や、後期高齢者医療制度の創設に伴って新たに負担を生じることとなった元被用者保険の被扶養者の負担を軽減するため、保険料を軽減する制度が設けられています。

なお、保険料の軽減に要する財源は、後期高齢者保険基盤安定負担金（下図の「低所得世帯の方に対する軽減」及び「元被扶養者の方に対する軽減」の網掛け部分に要する費用）により、県が 3/4、市町村が 1/4 を負担しています。



① 低所得世帯の方に対する軽減

世帯の所得に応じて、均等割額を次のとおり軽減します。

軽減割合	軽減の対象となる条件（令和5年4月1日～）
7 割	算定基礎額 ≤ 43 万円 + 10 万円 × (給与・年金所得者等の数 - 1)
均等割額 5 割	算定基礎額 ≤ 43 万円 + 10 万円 × (給与・年金所得者等の数 - 1) + 29 万円 × 被保険者数
2 割	算定基礎額 ≤ 43 万円 + 10 万円 × (給与・年金所得者等の数 - 1) + 53.5 万円 × 被保険者数

※ 算定基礎額は、同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額です。
公的年金受給者は軽減判定時に総所得金額等から 15 万円が控除されます。

② 被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減

被用者保険の被扶養者であった方については、激変緩和措置として、後期高齢者医療制度の被保険者となった月から 2 年間、所得割額は賦課されません。また、均等割額については、資格取得後 2 年経過する月まで 5 割軽減されます。

(5) 保険料の減免

広域連合長は、次のいずれかに該当し、その生活が著しく困難となった場合において、必要と認めるときは、保険料を減免することができるかとされています。(山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第 17 条)

1 被保険者又は世帯主が、震災、風水害、火災等の災害により、住宅、家財、その他の財産について著しい損害を受けたこと。

2 被保険者の世帯主が死亡したこと、又は心身に重大な障害を受け若しくは長期入院したことにより、収入が著しく減少したこと。

3 被保険者の世帯主の収入が、事業又は業務の休止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

4 被保険者の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

5 被保険者が、高齢者の医療の確保に関する法律第 89 条の規定による療養の給付等の制限を受けたこと。

6 その他広域連合長が認める特別な事情があること。(災害救助法適用市町村から転入、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う主たる生計維持者の死亡・重篤な傷病又は収入の減少等)
※新型コロナウイルスによる減免は令和 5 年 3 月 31 日で終了

● 所得区分別の状況

(年度末現在、単位：人、%)

年度	被保険者	(内訳)									
		現役並み所得者		一般Ⅱ		一般Ⅰ		低所得者Ⅱ		低所得者Ⅰ	
	人数計	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
H30	128,780	7,744	6.01	-	-	69,653	54.09	28,754	22.33	22,629	17.57
R1	130,050	8,105	6.23	-	-	69,873	53.73	29,648	22.80	22,424	17.24
R2	129,550	8,024	6.19	-	-	69,226	53.44	30,358	23.43	21,942	16.94
R3	131,280	8,232	6.27	-	-	69,683	53.08	31,629	24.09	21,736	16.56
R4	135,677	9,414	6.94	23,604	17.40	47,537	35.04	33,451	24.65	21,671	15.97

● 軽減被保険者の状況

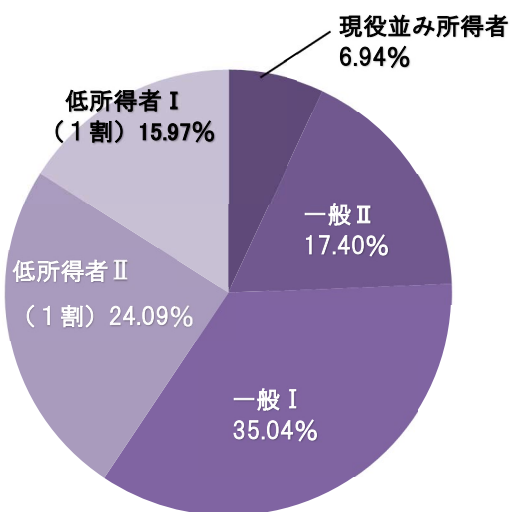
(年度末現在、単位：人、%)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
被保険者数全体※1	137,671	-	137,037	-	139,208	-	144,437	-
均等割軽減者数								
7割※2	60,202	43.73	60,131	43.88	61,418	44.12	63,121	43.70
(内訳)								
9割 (H30年度まで)	-	-	-	-	-	-	-	-
8.5割 (R元年度まで)	30,588	22.22	-	-	-	-	-	-
8割 (R2年度のみ)	29,614	21.51	-	-	-	-	-	-
7.75割 (R2年度のみ)	-	-	31,306	22.84	-	-	-	-
7割 (本則どおり)	-	-	28,825	21.03	61,418	44.12	63,121	43.70
5割 (被扶養者軽減を含む)	16,187	11.76	16,660	12.16	17,100	12.28	18,362	12.71
2割	12,484	9.07	13,041	9.52	13,092	9.40	13,888	9.62

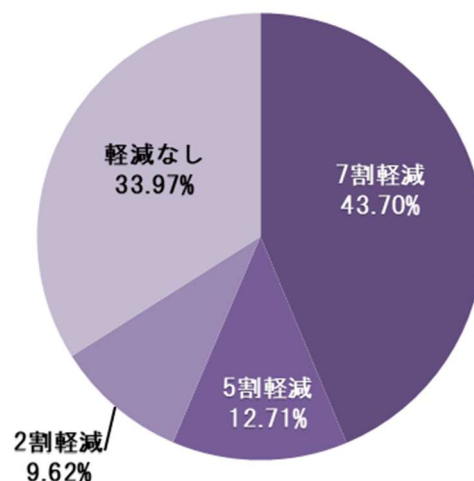
※1 保険料の調定情報に基づく被保険者数を計上しているため、年度末の被保険者数とは一致しません。

※2 特例措置により本則の7割を超えて保険料軽減が実施されてきましたが、令和元年度から段階的に見直しが行われ、令和3年度を以て本則どおりの軽減率となっています。

● 所得区分の割合 [令和4年度]



● 均等割軽減被保険者の割合 [令和4年度]



● 保険料賦課状況

ア 保険料率等

項目		平成 26 ・ 27 年度	平成 28 ・ 29 年度	平成 30 ・ 令和元年度	令和 2 ・ 3 年度	令和 4 ・ 5 年度
均一賦課	所得割率	7.86%	7.86%	7.86%	7.86%	8.30%
	均等割額	40,490 円	40,490 円	40,490 円	40,490 円	40,980 円
不均一賦課 (小菅村)	調整割合	平成 25 年度ま で実施 (法附則で定め る期間の経過に より解消)	⇒	⇒	⇒	⇒
	所得割率					
	均等割額					
賦課限度額 (法定)		57 (57) 万円	57 (57) 万円	62 (62) 万円	64 (64) 万円	66 (66) 万円

イ 賦課割合

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
所得割	43.90%	44.94%	45.63%	45.79%	45.69%	47.90%
均等割	56.10%	55.06%	54.37%	54.21%	54.31%	52.10%

※ 賦課割合は、本算定時 (7 月 1 日) の数値

ウ 被保険者一人当たり賦課額

項目		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
軽減前賦課額		72,176 円	73,542 円	74,468 円	74,687 円	74,549 円	78,650 円
	増減額	943 円	1,366 円	926 円	219 円	▲138 円	4,101 円
	対前年度増減率	1.32%	1.89%	1.26%	0.29%	▲0.18%	5.50%
軽減後賦課額		50,927 円	53,414 円	56,376 円	58,000 円	58,360 円	62,172 円
	増減額	2,361 円	2,487 円	2,962 円	1,624 円	360 円	3,812 円
	対前年度増減率	4.86%	4.88%	5.55%	2.88%	0.62%	6.53%

※ 各項目の数値は、本算定時 (7 月 1 日) の状況による。

※ 軽減前賦課額は、確定賦課の軽減前需要額を被保険者数で除したもの。

※ 軽減後賦課額は、確定賦課の決定保険料額を被保険者数で除したもの。

[参考] 全国の保険料率等の状況

(単位：円、%)

	均一保険料率						被保険者1人当たり平均保険料額(月額)				
	令和4・5年度				令和2・3年度		令和4・5年度		R2・3年度	H30・R1年度	
	均等割額	順位	所得割率	順位	均等割額	所得割率	保険料額	順位	保険料額	保険料額	
全 国	47,777	—	9.34	—	46,987	9.12	6,472	—	6,358	5,958	
北 海 道	51,892	11	10.98	2	52,048	10.98	6,014	18	5,995	5,578	
青 森 県	44,400	35	8.80	31	44,400	8.30	4,267	46	4,165	3,524	
岩 手 県	40,900	46	7.36	47	38,000	7.36	4,269	45	3,941	3,699	
宮 城 県	44,640	33	8.62	36	42,240	7.97	5,687	27	5,324	5,100	
秋 田 県	44,310	36	8.27	45	43,100	8.38	4,097	47	3,975	3,485	
山 形 県	43,100	41	8.80	31	43,100	8.68	4,613	43	4,535	3,995	
福 島 県	44,300	37	8.48	39	43,300	8.23	4,922	41	4,732	4,372	
茨 城 県	46,000	30	8.50	38	46,000	8.50	5,842	21	5,798	5,074	
栃 木 県	43,200	40	8.54	37	43,200	8.54	5,352	32	5,377	5,135	
群 馬 県	45,700	32	8.89	28	43,600	8.60	5,499	30	5,368	5,150	
埼 玉 県	44,170	38	8.38	42	41,700	7.96	6,564	10	6,260	6,138	
千 葉 県	43,400	39	8.39	41	43,400	8.39	6,648	9	6,633	6,195	
東 京 都	46,400	27	9.49	19	44,100	8.72	8,737	1	8,360	8,265	
神 奈 川 県	43,100	41	8.78	33	43,800	8.74	7,886	2	7,858	7,457	
新 潟 県	40,400	47	7.84	46	40,400	7.84	4,552	44	4,474	3,967	
富 山 県	46,800	26	8.82	30	46,800	8.82	5,684	28	5,695	5,280	
石 川 県	48,500	21	9.53	17	47,520	9.33	6,036	17	5,900	5,678	
福 井 県	49,700	17	9.70	15	47,800	8.90	6,230	14	5,810	5,150	
山 梨 県	40,980	44	8.30	43	40,490	7.86	5,109	39	4,934	4,661	
長 野 県	40,907	45	8.43	40	40,907	8.43	5,260	36	5,227	4,974	
岐 阜 県	46,023	29	8.90	27	44,411	8.55	5,840	22	5,645	5,007	
静 岡 県	42,500	43	8.29	44	42,100	8.07	5,897	20	5,808	5,511	
愛 知 県	49,398	19	9.57	16	48,765	9.64	7,593	3	7,638	6,981	
三 重 県	44,589	34	8.99	26	44,589	8.99	5,689	26	5,753	5,391	
滋 賀 県	46,160	28	8.70	34	45,512	8.70	6,168	16	6,161	5,688	
京 都 府	53,420	9	10.46	7	53,110	9.98	7,202	5	7,001	6,363	
大 阪 府	54,461	5	11.12	1	54,111	10.52	7,305	4	7,286	6,768	
兵 庫 県	50,147	16	10.28	10	51,371	10.49	6,960	7	7,243	6,848	
奈 良 県	50,500	14	9.93	13	48,100	9.41	7,096	6	6,947	6,372	
和 歌 山 県	50,317	15	9.33	21	50,304	9.51	5,393	31	5,376	4,683	
鳥 取 県	47,436	25	9.10	22	42,480	8.07	5,097	40	4,614	4,378	
島 根 県	50,880	12	9.35	20	50,640	9.55	5,347	34	5,265	4,299	
岡 山 県	47,500	24	9.50	18	46,600	9.17	5,917	19	5,790	5,585	
広 島 県	45,840	31	8.67	35	46,451	8.84	6,198	15	6,254	5,995	
山 口 県	53,417	10	10.34	8	53,847	10.48	6,252	13	6,362	6,052	
徳 島 県	56,044	3	10.47	6	55,000	10.28	5,718	25	5,583	5,129	
香 川 県	50,800	13	9.80	14	49,800	9.78	6,326	12	6,122	5,594	
愛 媛 県	49,140	20	9.09	23	47,720	9.02	5,262	35	5,047	4,667	
高 知 県	55,500	4	10.50	5	54,316	10.49	5,729	24	5,620	5,534	
福 岡 県	56,435	2	10.54	4	55,687	10.77	6,811	8	6,765	6,589	
佐 賀 県	54,100	6	10.23	12	52,300	10.06	5,783	23	5,579	5,184	
長 崎 県	49,400	18	9.03	25	47,200	8.98	5,249	38	4,954	4,569	
熊 本 県	54,000	7	10.26	11	50,600	9.95	5,518	29	5,216	4,608	
大 分 県	53,600	8	10.32	9	47,000	9.06	5,257	37	4,964	4,695	
宮 崎 県	48,400	23	9.08	24	48,400	9.08	4,718	42	4,648	4,351	
鹿 児 島 県	56,900	1	10.88	3	55,100	10.38	5,350	33	5,108	4,402	
沖 縄 県	48,440	22	8.88	29	48,440	8.88	6,346	11	6,316	5,890	

- 均一保険料率及び令和4・5年度、令和2・3年度の被保険者1人当たり平均保険料額(月額)は、「後期高齢者医療制度の令和4・5年度の保険料率について」(令和4年4月1日 厚生労働省保険局高齢者医療課 プレスリリース)より
- 平成30・令和元年度の被保険者1人当たり平均保険料額(月額)は、「後期高齢者医療制度の令和2・3年度の保険料率について」(令和2年4月17日 厚生労働省保険局高齢者医療課 プレスリリース)より

4 保険料の徴収

(1) 保険料の納付義務者

保険料の納付義務者は、被保険者本人です。ただし、市町村が普通徴収の方法により徴収しようとする場合については、当該被保険者の属する世帯の世帯主若しくは当該被保険者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)は、保険料を連帯して納付する義務があります。(高齢者の医療の確保に関する法律第108条)

(2) 保険料の徴収方法

保険料の徴収は市町村の事務で、特別徴収(年金天引き)若しくは普通徴収(口座振替・納付書)により徴収します。

① 特別徴収(被保険者の約8割)

年額が18万円以上の年金受給者を対象に、年金から保険料を天引きします(引去月と翌月の2か月分)。ただし、介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の1/2を超える場合は特別徴収しません(介護保険料のみを天引きします)。

また、年額が18万円以上の年金受給者でも、年度途中で後期高齢者医療制度に加入した場合などは、普通徴収となることがあります。

② 普通徴収(被保険者の約2割)

特別徴収以外の被保険者は普通徴収となり、納付書又は口座振替により納付します。普通徴収の納期は各市町村で条例により定められ、山梨県の場合は、7月から2月までの8回払いとなっています。

また、平成21年度より、年金天引きと口座振替の選択制を導入し、配偶者分の保険料を世帯主等がまとめて納めることができるようになりました。

徴収方法	本算定											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収(年金からの天引き)	Ⓐ		Ⓐ		Ⓐ		Ⓜ		Ⓜ		Ⓜ	
普通徴収(口座振替・納付書)				Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ

Ⓐ … 仮算定保険料。4月・6月は本算定前のため、8月は本算定に伴う徴収額の変更に必要な手続きが間に合わないため、それぞれ前年度の2月の保険料額で徴収。

Ⓜ … 本算定後の保険料。

(3) 未納者への対応

保険料の納付に関する相談や督促等は、市町村が行います。

保険料を滞納している被保険者については、その状況により、通常より有効期間の短い「短期被保険者証」(以下、「短期証」という。)や、医療費を医療機関の窓口で全額自己負担(後に申請により保険給付分を請求することができます)していただく「被保険者資格証明書」(以下、「資格証明書」という。)が交付されることがあります。

ただし、現在のところ、国の通知により高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう、「資格証明書」は原則交付しないこととされています。

① 「短期証」の交付

被保険者間の負担の公平及び公正と保険料収納の確保を図るため、滞納している保険料の全額納付が見込めないと認められるときなど、有効期限が通例定める期間より短い「短期証」を交付しています。(山梨県後期高齢者医療広域連合保険料滞納者に係る被保険者証等の取扱要綱)

② 「資格証明書」の交付

被保険者が特別の事情がなく保険料を滞納している場合には、納付相談等の機会を確保するため、「資格証明書」を交付する仕組みが設けられています。

しかし、現在は国からの通知により、原則として交付しないこととされています。

- 後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の運用に係る留意点等について
(平成 21 年 5 月 20 日保高発第 0520001 号)
- 後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の厳格な運用の徹底について
(平成 21 年 10 月 26 日保発 1026 第 1 号)

(4) 保険料が不足する場合への対応(財政安定化基金)

保険料の収納不足や医療給付費等の増大によって財源不足が生じる場合、不足する金額の貸付・交付を行う「財政安定化基金」が都道府県毎に設置されており、その基金の財源は、国・県・広域連合がそれぞれ 1/3 ずつ負担しています。

山梨県では、平成 20 年度から 25 年度まで給付見込額の 0.09% (拠出率) を基金に積み立てておりましたが、平成 26 年度以降は、収入不足に対応するための必要額が基金に確保されている(令和 3 年度末時点の基金残高 約 14 億円)ことから、拠出率は 0%としております。

● 保険料収納状況

ア 現年度分

(単位：円、%)

年度	調定額	調定割合	収納額	収納率	対前年度増減
平成 30 年度	6,982,645,400	100.00	6,945,336,710	99.46	▲0.02
現年度分	6,959,797,600	99.67	6,923,768,520	99.48	▲0.01
特別徴収	4,281,879,410	61.52	4,281,879,410	100.00	0.00
普通徴収	2,677,918,190	38.48	2,641,889,110	98.65	0.02
過年度分	22,847,800	0.33	21,568,190	94.39	▲3.19
令和元年度	7,452,731,990	100.00	7,420,439,470	99.56	0.10
現年度分	7,435,497,410	99.77	7,403,357,320	99.56	0.08
特別徴収	4,607,986,780	61.97	4,607,986,780	100.00	0.00
普通徴収	2,827,510,630	38.03	2,795,370,540	98.86	0.21
過年度分	17,234,580	0.23	17,082,150	99.11	4.72
令和 2 年度	7,666,279,030	100.00	7,642,259,081	99.68	0.12
現年度分	7,655,216,030	99.86	7,631,362,021	99.68	0.12
特別徴収	4,839,250,590	63.22	4,839,250,590	100.00	0.00
普通徴収	2,815,965,440	36.78	2,792,111,431	99.15	0.29
過年度分	11,063,000	0.14	10,897,060	98.50	▲0.61
令和 3 年度	7,766,181,860	100.00	7,738,960,440	99.64	▲0.04
現年度分	7,752,527,600	99.82	7,725,927,610	99.65	▲0.03
特別徴収	4,902,591,770	63.24	4,902,591,770	100.00	0.00
普通徴収	2,849,935,830	36.76	2,823,335,840	99.06	▲0.09
過年度分	13,654,260	0.18	13,032,830	95.44	▲3.06
令和 4 年度	8,528,601,830	100.00	8,501,137,289	99.67	0.03
現年度分	8,510,864,170	99.79	8,484,129,319	99.69	0.04
特別徴収	5,069,904,090	59.57	5,069,901,010	99.99	▲0.01
普通徴収	3,440,960,080	40.43	3,414,228,309	99.22	0.16
過年度分	17,737,660	0.21	17,007,970	95.89	0.45

※ 収納額は、還付未済額を除く。

※ 収納率は、小数点以下第 3 位を切捨てして算出。

イ 滞納繰越分

(単位：円、%)

年度	調定額	収納額	収納率	対前年度増減	不納欠損額
平成 30 年度	52,537,727	28,454,327	54.15	0.62	6,423,952
令和元年度	54,546,898	30,639,785	56.17	2.02	4,767,089
令和 2 年度	50,914,624	29,318,491	57.58	1.41	6,088,800
令和 3 年度	39,185,262	21,886,123	55.85	▲1.73	4,328,872
令和 4 年度	39,865,587	22,036,510	55.28	▲0.57	3,673,629

※ 収納額は、還付未済額を除く。

※ 収納率は、小数点以下第 3 位を切捨てして算出。

● 市町村別収納状況 [令和4年度]

ア 現年度分

(単位：円、%)

市町村	調定額					収納額	未収額	収納率	不納 欠損額
	現年度分		過年度分	計	構成 比率				
	特別徴収	普通徴収							
1 甲 府 市	1,207,002,090	874,289,170	4,184,910	2,085,476,170	24.5%	2,078,623,560	6,852,610	99.67	0
2 富 士 吉 田 市	255,898,190	175,607,390	943,530	432,449,110	5.1%	431,462,940	986,170	99.77	0
3 都 留 市	170,728,500	101,667,380	428,450	272,824,330	3.2%	271,616,980	1,207,350	99.55	0
4 山 梨 市	228,307,900	177,257,480	1,129,600	406,694,980	4.8%	404,878,509	1,816,471	99.55	0
5 大 月 市	198,841,420	77,165,310	574,290	276,581,020	3.2%	276,117,450	463,570	99.83	0
6 韮 崎 市	179,485,500	89,912,490	906,050	270,304,040	3.2%	268,273,400	2,030,640	99.24	0
7 南アルプス市	380,739,280	241,135,260	1,513,190	623,387,730	7.3%	621,278,230	2,109,500	99.66	0
8 北 杜 市	393,611,100	207,293,440	1,261,470	602,166,010	7.1%	601,020,580	1,145,430	99.80	30,020
9 甲 斐 市	418,853,770	258,041,600	1,840,880	678,736,250	8.0%	677,323,520	1,412,730	99.79	0
10 笛 吹 市	348,667,720	393,710,280	1,824,870	744,202,870	8.7%	741,274,940	2,927,930	99.60	0
11 上 野 原 市	189,336,690	96,924,350	347,460	286,608,500	3.4%	286,096,070	512,430	99.82	0
12 甲 州 市	219,911,870	184,395,280	384,930	404,692,080	4.7%	403,430,680	1,261,400	99.68	0
13 中 央 市	141,156,130	108,140,950	286,980	249,584,060	2.9%	248,064,580	1,519,480	99.39	0
14 市川三郷町	119,626,610	45,282,620	616,400	165,525,630	1.9%	165,142,350	383,280	99.76	0
15 早 川 町	9,272,770	5,451,120	8,900	14,732,790	0.2%	14,718,450	14,340	99.90	0
16 身 延 町	110,209,760	38,462,020	169,910	148,841,690	1.7%	148,426,820	414,870	99.72	0
17 南 部 町	65,318,040	20,994,030	47,870	86,359,940	1.0%	85,967,540	392,400	99.54	0
18 富 士 川 町	100,958,640	43,744,620	247,060	144,950,320	1.7%	144,668,120	282,200	99.80	0
19 昭 和 町	73,875,350	93,307,000	129,150	167,311,500	2.0%	166,939,770	371,730	99.77	0
20 道 志 村	12,833,440	9,252,540	13,080	22,099,060	0.3%	22,067,390	31,670	99.85	0
21 西 桂 町	20,442,910	9,705,960	45,110	30,193,980	0.4%	30,193,980	0	100	0
22 忍 野 村	31,236,700	21,624,620	138,480	52,999,800	0.6%	52,999,800	0	100	0
23 山 中 湖 村	33,272,240	45,432,350	49,460	78,754,050	0.9%	78,708,870	45,180	99.94	0
24 鳴 沢 村	19,826,330	15,985,240	144,030	35,955,600	0.4%	35,955,600	0	100	0
25 富 士 河 口 湖 町	131,321,950	99,751,640	480,900	231,554,490	2.7%	230,271,330	1,283,160	99.44	560
26 小 菅 村	5,070,440	4,331,000	20,700	9,422,140	0.1%	9,422,140	0	100	0
27 丹 波 山 村	4,098,750	2,094,940	0	6,193,690	0.1%	6,193,690	0	100	0
広 域 連 合	5,069,904,090	3,440,960,080	17,737,660	8,528,601,830	100	8,501,137,289	27,464,541	99.67	30,580

※ 収納額は、還付未済額を除く。

※ 収納率は、小数点以下第3位を切捨てして算出。

イ 滞納繰越分

(単位：円、%)

市町村	調定額	構成比率	収納額	未収額	収納率	不納欠損額	欠損率
1 甲 府 市	12,119,959	30.40	5,795,844	6,338,855	47.69	2,068,949	32.64
2 富 士 吉 田 市	1,432,878	3.59	749,600	683,278	52.31	157,260	23.02
3 都 留 市	1,107,120	2.78	718,700	388,520	64.90	72,540	18.67
4 山 梨 市	2,774,419	7.00	1,485,263	1,289,156	53.53	282,460	21.91
5 大 月 市	876,359	2.20	710,869	165,490	81.11	10,670	6.45
6 韭 崎 市	1,704,041	4.27	1,343,928	360,113	78.86	97,030	26.94
7 南アルプス市	2,046,760	5.13	1,446,382	600,378	70.66	39,190	6.53
8 北 杜 市	1,131,100	2.84	558,070	573,030	49.33	50,280	8.77
9 甲 斐 市	2,444,660	6.13	1,388,060	1,056,600	56.77	285,930	27.06
10 笛 吹 市	5,413,050	13.58	3,835,550	1,577,500	70.85	140,180	8.89
11 上 野 原 市	1,850,410	4.64	440,040	1,410,370	23.78	134,840	9.56
12 甲 州 市	2,823,471	7.08	1,094,570	1,759,931	37.66	650	0.04
13 中 央 市	899,790	2.26	615,630	284,160	68.41	16,620	5.85
14 市 川 三 郷 町	655,370	1.64	495,510	159,860	75.60	49,600	31.03
15 早 川 町	0	0.00	0	0	-	0	-
16 身 延 町	667,770	1.68	248,840	418,930	37.26	0	0.00
17 南 部 町	108,910	0.27	0	108,910	0.00	108,910	100.00
18 富 士 川 町	204,560	0.51	151,750	52,810	74.18	51,260	97.06
19 昭 和 町	447,520	1.12	302,300	145,220	67.55	16,820	11.58
20 道 志 村	112,030	0.28	59,900	52,130	53.46	0	0.00
21 西 桂 町	0	0.00	0	0	-	0	-
22 忍 野 村	0	0.00	0	0	-	0	-
23 山 中 湖 村	274,600	0.69	274,600	0	100.00	0	-
24 鳴 沢 村	0	0.00	0	0	-	0	-
25 富 士 河 口 湖 町	730,160	1.83	326,324	403,836	44.69	90,440	22.40
26 小 菅 村	40,650	0.10	40,650	0	100.00	0	-
27 丹 波 山 村	0	0.00	0	0	-	0	-
広 域 連 合	39,865,587	100	22,082,380	17,829,077	55.27	3,673,629	20.60

※ 収納額は、還付未済額を除く。

※ 収納率は、小数点以下第3位を切捨てして算出。

● 短期証等の交付状況

(単位：人、%)

年度	被保険者数 7月末日 現在	短期証交付者数							資格証明書交付者数	
		8月1日 現在	割合	〈内訳〉					8月1日 現在	割合
				1か月 未満	1か月	2か月	3か月	その他		
平成30年度	126,437	337	0.27	3	136	0	198	0	0	0.00
令和元年度	129,306	342	0.26	1	152	0	189	0	0	0.00
令和2年度	130,062	292	0.22	2	151	1	136	2	0	0.00
令和3年度	129,363	283	0.22	0	119	2	161	1	0	0.00
令和4年度	136,842	317	0.23	3	171	1	43	99	0	0.00

● 差押えの状況

(単位：件)

年度	差押え件数				差押え金額
	預貯金	生命保険	不動産	その他	
平成30年度	24	0	0	7	1,466千円
令和元年度	21	0	0	13	1,730千円
令和2年度	15	1	0	16	1,911千円
令和3年度	7	0	0	4	1,624千円
令和4年度	30	1	0	4	1,890千円

● 不納欠損の状況

(単位：件、円)

年度	件数	金額	主な理由
平成30年度	610	6,456,782	死亡（相続人なし・相続放棄・処分財産なし）、生活困窮、居所不明、生活保護、時効
令和元年度	608	4,768,949	死亡（相続人なし・相続放棄・処分財産なし）、生活困窮、居所不明、生活保護、時効
令和2年度	564	6,089,200	死亡（相続人なし・相続放棄・処分財産なし）、生活困窮、居所不明、生活保護、時効
令和3年度	599	4,333,302	死亡（相続人なし・相続放棄・処分財産なし）、生活困窮、居所不明、国外転出、生活保護、時効
令和4年度	668	3,704,209	死亡（相続人なし・相続放棄・処分財産なし）、生活困窮、居所不明、国外転出、生活保護、時効

5 保険給付

(1) 窓口負担（一部負担金）

被保険者が医療機関等に支払う窓口負担金の割合は、下表1のとおりとなります。

ただし、住民税課税所得（各種控除後の所得）が145万円以上ある場合でも、下表2の条件のいずれかに該当する被保険者は、「基準収入額適用申請書」に収入がわかる書類を添えて、市町村の担当窓口へ提出すると1割または2割負担になります。

なお、令和4年1月1日から、公簿等により収入額が下表2のいずれかの条件に該当していることを市町村で確認できる場合、「基準収入額適用申請書」の提出を不要とすることができるようになりました。

表1 窓口負担割合の判定基準

所得区分	課税区分	判定基準	窓口負担割合
現役並み所得者	課税	住民税課税所得（各種控除後の所得）が145万円以上の被保険者及びその被保険者と同じ世帯の被保険者	3割
一般Ⅱ (令和4年10月1日から)	課税	① 世帯内に被保険者が1人の場合 ・「住民税課税所得が28万円以上」かつ「公的年金収入額とその他の合計所得金額の合計が200万円以上」 ② 世帯内に被保険者が2人以上の場合 ・「同じ世帯の被保険者のうち、いずれかの住民税課税所得額が28万円以上」かつ「本人および同じ世帯の被保険者全員の公的年金収入額とその他の合計所得金額が合計320万円以上」	2割
一般Ⅰ	課税	現役並み所得者、一般Ⅱ、低所得者Ⅰ・Ⅱ以外の被保険者	1割
低所得者Ⅱ	非課税	世帯全員が住民税非課税の被保険者	1割
低所得者Ⅰ	非課税	住民税非課税世帯で、世帯全員の所得（年金所得の控除額は80万円として計算）が0円となる被保険者	1割

表2 住民税課税所得が145万円以上でも1割または2割負担となる条件

条件	判定基準（いずれか1つに該当）
条件1	世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人で、収入が383万円未満
条件2	世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人で、収入が383万円以上あるが、同じ世帯に70歳～74歳の方がいて、その方との収入の合計額が520万円未満
条件3	世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が2人以上で、前年の収入の合計額が520万円未満

(2) 一部負担金の減免

過去1年以内の間に、災害などにより住宅や家財などに著しい損害を受けたり、事業の廃止などにより収入が著しく減少したりして、住民税が減免されるか生活保護法に規定する要保護者の状態となり、入院などによる一部負担金の支払いが困難なときは、申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて申請し、認められると一部負担金が減額または免除されます。

1	災害により、住宅や家財に著しい損害を受けたとき	3	事業の休廃止などにより、世帯主または被保険者の収入が著しく減少したとき
2	世帯主が死亡または長期入院したことにより、収入が著しく減少したとき	4	干ばつ、冷害、凍霜害などにより、世帯主の収入が著しく減少したとき

(3) 療養の給付等

被保険者は、病気やけがをしたとき、診療等にかかった医療費の1割または3割（割合は前年中の本人所得などにより決定されます。）の自己負担金を窓口で支払うことで、保険医療機関や保険薬局で治療や薬剤などの医療サービスを受けることができます。

療養の給付の内容	
1	診療
2	薬剤または治療材料の支給
3	処置・手術その他の治療
4	在宅における療養上の管理やこれに伴う看護など
5	病院等への入院及びその療養に伴う看護など（食事療養などは除く）

(4) 療養費

やむを得ない事情で保険証や限度額認定証などを提示せずに医療機関にかかった場合や医師の同意に基づきはり・きゅう・あん摩マッサージ師や柔道整復師の施術を受けた場合、海外渡航中に病気やけがで診療を受けた場合（海外療養費）に、申請により保険者負担分の金額が給付されます。

療養費が支給される主な内容	
1	急病などのやむを得ない理由で被保険者証を持たずに診療を受けた
2	医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具代
3	医師が治療上必要と認めた、はり・きゅう・マッサージなどの施術
4	骨折や捻挫などで柔道整復師の施術を受けた
5	海外渡航中に治療を受けた（治療目的の渡航は除く）

(5) 高額療養費

被保険者が1か月に支払った一部負担金の合計（食事療養費、生活療養費、保険外診療などは含まれません）が高額になった場合、自己負担限度額を超えた額が保険者から高額療養費として給付されます。

所得区分		自己負担限度額	
		外 来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）
現役並み 所得者	Ⅲ 課税所得 690 万円 以上	252,600 円+（医療費－842,000 円）× 1 % （過去 12 ヶ月間で 4 回目以降 140,100 円）	
	Ⅱ 課税所得 380 万円 以上 690 万円未満	167,400 円+（医療費－558,000 円）× 1 % （過去 12 ヶ月間で 4 回目以降 93,000 円）	
	Ⅰ 課税所得 145 万円 以上 380 万円未満	80,100 円+（医療費－267,000 円）× 1 % （過去 12 ヶ月間で 4 回目以降 44,400 円）	
一 般 Ⅱ ^{※1}		「6,000 円+（医療費 ^{※2} － 30,000 円）× 10%」又は 「18,000 円」のいずれかの 低い金額を適用 （年間上限 144,000 円）	57,600 円 （過去 12 ヶ月間で 4 回目以降 44,400 円）
一 般 Ⅰ		18,000 円 （年間上限 144,000 円）	57,600 円 （過去 12 ヶ月間で 4 回目以降 44,400 円）
住民税非課税	低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
	低所得者Ⅰ		15,000 円

※1 特定疾病療養受療証による療養給付を受けた方や国公費の療養給付を受けた方の場合、外来医療にかかる自己負担限度額の算定方法が異なります。

※2 医療費が 30,000 円未満の場合は、30,000 円として計算します。

◆窓口2割負担の導入にかかる配慮措置の実施について

窓口負担割合が1割から2割に変更となる方は、令和7年9月30日までの間に限り、1か月の入院医療費を除く外来医療費の自己負担の増加額を3,000円までに抑える措置（配慮措置）が講じられます。

※同一の医療機関での受診は、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱いとなりますが、複数の医療機関を受診した場合、合算した自己負担額のうち上限額を超えた分が高額療養費として払い戻されます。

(6) 高額医療・高額介護合算療養費

同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者で、1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の医療費の自己負担と介護サービスの自己負担を合算した額が定められた限度額を超えたときは、申請により超えた額が「高額医療・高額介護合算療養費」として支給されます。

所得区分		後期高齢者医療+ 介護保険
現役並み所得者	Ⅲ 課税所得 690 万円以上	212 万円
	Ⅱ 課税所得 380 万円以上 690 万円未満	141 万円
	Ⅰ 課税所得 145 万円以上 380 万円未満	67 万円
一 般 Ⅰ・Ⅱ		56 万円
住民税非課税	低所得者Ⅱ	31 万円
	低所得者Ⅰ	19 万円

(7) 入院時食事療養費・生活療養費

入院時の食費や居住費（主に長期にわたって療養を必要とする方のための療養病床に入院した場合）については、本人負担分（標準負担額）を支払うことで残りは保険者が負担します。

● 入院時の食費

所得区分	食費 (1食)	
現役並み所得者、一般Ⅰ・Ⅱ	460 円	
低所得者Ⅱ	90日までの入院	210 円
	過去12か月で 90日を超える入院	160 円
低所得者Ⅰ	100 円	

● 療養病床入院時の食費・居住費

所得区分	食費 (1食)	居住費 (1日)
現役並み所得者、一般Ⅰ・Ⅱ	460 円 ^{※1}	
低所得者Ⅱ	210 円	370 円
低所得者Ⅰ	130 円	
老齢福祉年金受給者	100 円	0 円

※1 一部医療機関では420円の場合があります。

(8) 移送費

移動が困難な重病人を、緊急のため医師の指示により移送した場合で、広域連合が必要と認めた場合に、移送にかかった費用が支給されます。

(9) 訪問看護療養費

訪問看護ステーションなどを利用した場合、医療機関等と同等の保険給付が受けられます。

(10) 葬祭費

被保険者が亡くなった場合、葬祭を行った方に対し、申請に基づき葬祭費5万円が支給されます。

★限度額適用・標準負担額減額認定証

所得区分が非課税世帯（低所得者Ⅱまたは低所得者Ⅰ）に該当する方は、お住まいの市町村の担当窓口にて、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。

医療機関で「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示していただいた場合、医療費の窓口支払額が高額療養費の自己負担限度額までとなり、また入院時の食事代等が減額されます。

なお、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けていない場合でも、お支払いされた医療費（食費、居住費を除く）と所得区分の各限度額との差額分が、高額療養費として後日支給されます

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証			
有効期限 令和**年7月31日 交付年月日 令和**年8月1日			
被保険者番号	*****		
被 保 険 者	住 所	甲府市蓬沢一丁目15番35号	
	氏 名	後期 太郎	男
	生年月日	昭和10年10月10日	
発効期日	令和**年 8月 1日		
適用区分	区分Ⅰ		
長期入院該当年月日		保 険 者 印	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 0 auto;"></div> 山梨県後期高齢者医療広域連合 印		

★限度額適用認定証

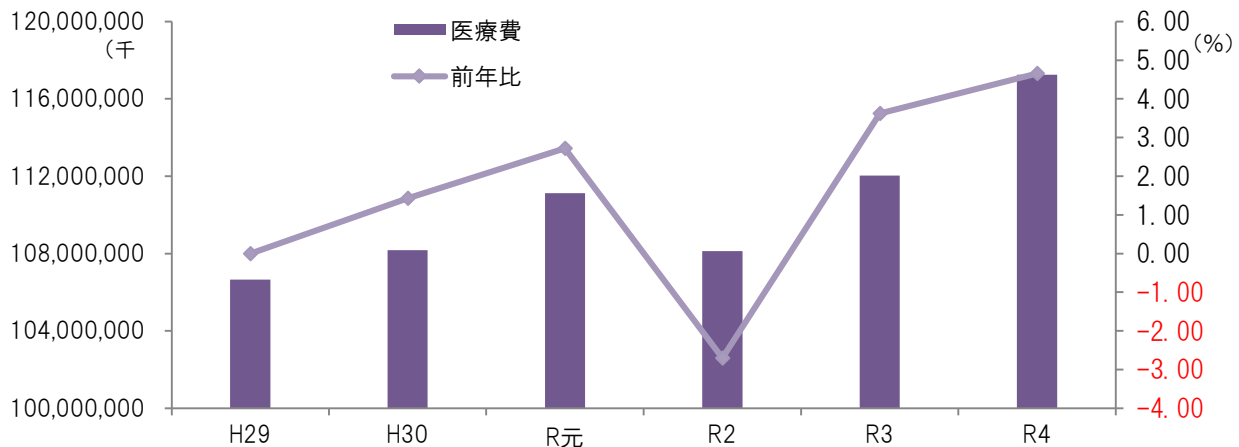
所得区分が現役並みⅠ・Ⅱ（課税所得145万円以上690万円未満）に該当する方は、お住まいの市町村の担当窓口にて、申請により「限度額適用認定証」の交付を受けることができます。

医療機関で「限度額適用認定証」を提示していただいた場合、医療費の窓口支払額が高額療養費の自己負担限度額までとなります。

また、「限度額適用認定証」の交付を受けていない場合でも、お支払いされた医療費と所得区分の各限度額との差額分が、高額療養費として後日支給されます。

後期高齢者医療限度額適用認定証			
有効期限 令和**年7月31日 交付年月日 令和**年8月1日			
被保険者番号	*****		
被 保 険 者	住 所	甲府市蓬沢一丁目15番35号	
	氏 名	後期 太郎	男
	生年月日	昭和10年10月10日	
発効期日	令和**年 8月 1日		
適用区分	現役Ⅰ		
保険者番号並びに保険者の名称及び印	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 0 auto;"></div> 山梨県後期高齢者医療広域連合 印		

● 医療費の推移



● 医療費及び医療給付費

(単位：円、%)

年度	医療費		医療給付費			一部負担金	給付率	
	金額	前年比	金額	[再掲]高額	[再掲]高額介護			
平成 29 年度	106,645,669,482	4.14	97,765,826,443	3,857,303,713	91,590,887	8,879,843,039	91.67	
3 割	5,239,573,234	8.85	4,255,623,751	579,487,715	10,742,430	983,949,483	81.22	
	1 割	101,406,096,248	3.91	93,510,202,692	3,277,815,998	80,848,457	7,895,893,556	92.21
平成 30 年度	108,175,492,489	1.43	98,708,925,032	3,845,414,526	39,556,486	9,466,567,457	91.25	
3 割	5,577,665,056	6.45	4,466,791,211	543,116,799	4,271,975	1,110,873,845	80.08	
	1 割	102,597,827,433	1.18	94,242,133,821	3,302,297,727	35,284,511	8,355,693,612	91.86
令和元年度	111,117,797,849	2.72	101,431,327,813	3,983,777,972	102,498,925	9,686,470,036	91.28	
3 割	5,873,235,797	5.30	4,650,945,249	516,791,694	10,777,986	1,222,290,548	79.19	
	1 割	105,244,562,052	2.58	96,780,382,564	3,466,986,278	91,720,939	8,464,179,488	91.96
令和 2 年度	108,117,602,555	▲2.70	98,962,139,651	4,071,759,850	109,235,634	9,155,462,904	91.53	
3 割	5,844,332,958	▲0.49	4,655,664,144	562,106,854	10,066,899	1,188,668,814	79.66	
	1 割	102,273,269,597	▲2.82	94,306,475,507	3,509,652,996	99,168,735	7,966,794,090	92.21
令和 3 年度	112,027,925,156	3.62	102,635,746,611	4,297,077,489	106,684,305	9,392,178,545	91.62	
3 割	6,176,902,039	5.69	4,962,793,824	609,782,533	9,486,825	1,214,108,215	80.34	
	1 割	105,851,023,117	3.50	97,672,952,787	3,687,294,956	97,197,480	8,178,070,330	92.27
令和 4 年度	117,248,233,162	4.66	107,312,643,187	5,147,677,310	102,790,886	9,935,589,975	91.53	
3 割	6,903,043,398	11.76	5,548,152,629	724,129,958	8,173,907	1,354,890,769	80.37	
	2 割	7,711,943,700	-	6,766,184,191	668,871,506	0	945,759,509	87.74
	1 割	102,633,246,064	▲3.04	94,998,306,367	3,754,675,846	94,616,979	7,634,939,697	92.56

(注) 「医療給付費」、「一部負担金」及び「給付率」は次による。

医療給付費 = 保険者負担分(定率分) + 高額療養費 + 高額介護合算療養費

一部負担金 = 医療費 - 医療給付費

給付率 = 医療給付費 ÷ 医療費 × 100

● 葬祭費

(単位：件、円)

年度	件数	給付額	1件当たり額
平成30年度	7,472	373,600,000	50,000
令和元年度	7,517	375,850,000	50,000
令和2年度	7,520	376,000,000	50,000
令和3年度	7,793	389,650,000	50,000
令和4年度	8,660	433,000,000	50,000

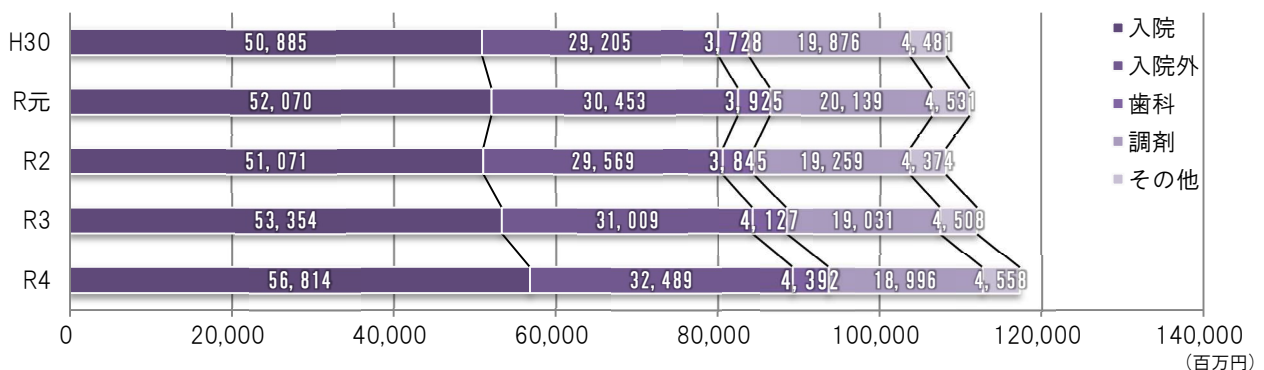
● 診療種別医療費の状況

(単位：千円、%)

年度	医療費	前年比	入院	入院外	歯科	調剤	訪問看護	入院時食事生活療養費	療養費等	
H30年度	費用額	108,175,492	1.43	50,884,796	29,205,171	3,728,281	19,876,203	448,586	2,870,268	1,162,188
	件数	3,656,879	2.50	96,482	1,878,414	254,206	1,348,853	5,926	91,511	72,998
R元年度	費用額	111,117,798	2.72	52,070,218	30,453,165	3,924,634	20,139,237	482,248	2,885,387	1,162,909
	件数	3,758,914	2.79	95,979	1,918,042	277,003	1,386,537	6,452	91,114	74,901
R2年度	費用額	108,117,603	▲2.70	51,071,400	29,568,801	3,844,796	19,258,931	559,102	2,791,391	1,023,182
	件数	3,574,775	▲4.90	93,613	1,818,392	253,819	1,337,070	7,125	86,434	64,756
R3年度	費用額	112,027,925	3.62	53,353,688	31,008,547	4,126,859	19,030,862	596,380	2,841,012	1,070,577
	件数	3,657,841	2.32	94,782	1,855,301	276,104	1,358,839	7,460	88,636	65,355
R4年度	費用額	117,248,234	4.66	56,813,936	32,488,888	4,391,883	18,995,945	684,170	2,830,149	1,043,263
	件数	3,782,447	3.41	95,187	1,913,303	296,857	1,403,859	8,106	89,641	65,135

(注)「療養費等」には、鍼灸・マッサージ・柔道整復術を含む

● 診療種別医療費の推移



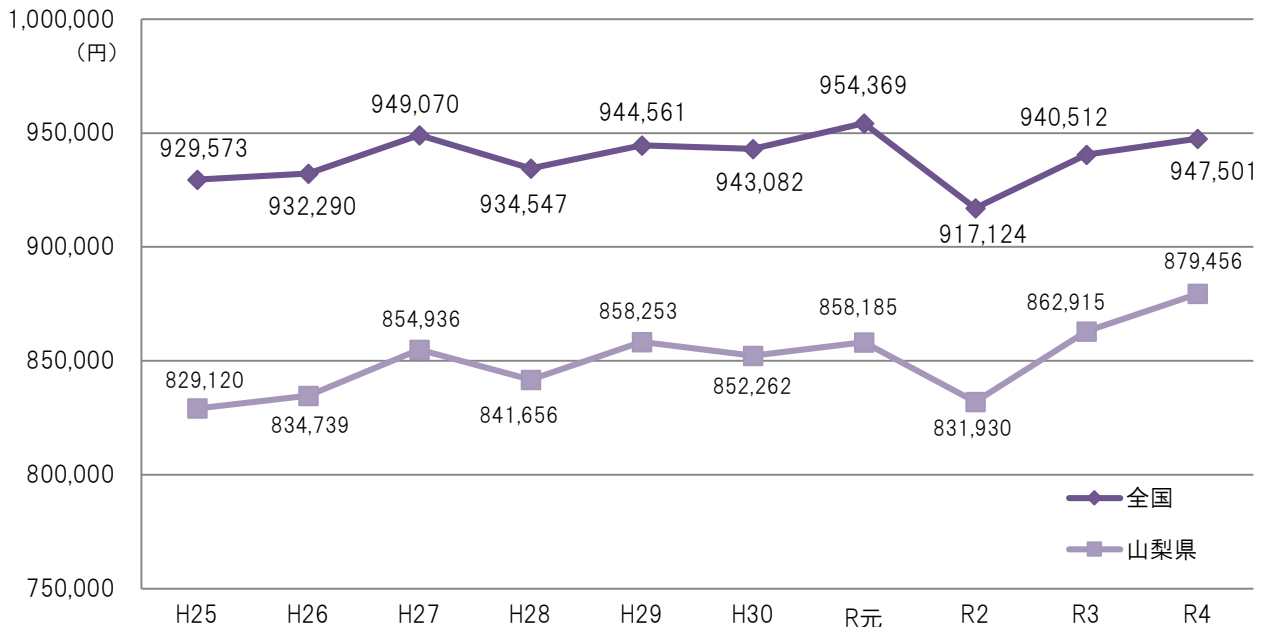
● 1人当たり医療費の状況

(単位：円、%)

年 度	医療費	前年比	入 院	入院外	歯 科	調 剤	訪問看護	入院時食事生活療養費	療養費等
平成30年度	852,262	▲0.70	400,897	230,093	29,373	156,595	3,534	22,613	9,156
3割	763,708	▲1.70	322,390	231,978	33,064	150,618	2,936	14,481	8,241
1割	857,669	▲0.61	405,690	229,978	29,148	156,960	3,571	23,110	9,212
令和元年度	858,185	0.70	402,149	235,196	30,311	155,539	3,724	22,284	8,981
3割	747,136	▲2.17	299,594	241,744	34,990	149,989	2,548	13,343	4,928
1割	865,363	0.90	408,778	234,773	30,008	155,898	3,801	22,862	9,243
令和2年度	831,930	▲3.06	392,978	227,522	29,584	148,191	4,302	21,479	7,873
3割	732,924	▲1.90	291,103	234,175	33,817	151,257	3,876	12,490	6,206
1割	838,402	▲3.12	399,637	227,087	29,308	147,991	4,330	22,066	7,982
令和3年度	862,915	3.72	410,966	238,849	31,788	146,589	4,594	21,883	8,246
3割	775,019	5.74	312,590	248,739	35,669	153,814	4,427	12,824	6,956
1割	868,665	3.61	417,401	238,202	31,534	146,116	4,605	22,476	8,331
令和4年度	879,456	1.92	426,150	243,693	32,943	142,485	5,132	21,228	7,825
3割	788,649	1.76	337,743	250,457	37,750	141,538	3,504	13,230	4,428
2割	333,116	-	145,744	102,742	15,694	59,514	1,860	5,948	1,613
1割	1,012,013	16.5	497,792	275,285	36,465	161,507	6,019	25,407	9,537

(注) 1人当たり医療費 = 医療費 [総額もしくは各内訳の合計] ÷ 年度平均被保険者数

● 1人当たり医療費の推移 (全国との比較)



※ 全国の H25～R3 は、厚生労働省『後期高齢者医療事業状況報告 (年報)』による。(対象期間は 3 月から 2 月)

※ 全国の R4 は、厚生労働省『後期高齢者医療事業状況報告 (月報) 速報値』からの推計による。(対象期間は 3 月から 2 月)

● 市町村別医療費の状況

(単位：千円)

市町村		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
		医療費	医療費	医療費	医療費	医療費
1	甲 府 市	27,629,106	27,655,269	27,213,191	27,787,637	29,092,823
2	富 士 吉 田 市	5,985,353	6,327,892	6,032,916	6,160,251	6,278,397
3	都 留 市	3,364,429	3,445,245	3,237,027	3,531,938	3,564,607
4	山 梨 市	5,333,356	5,536,590	5,497,591	5,706,030	5,929,186
5	大 月 市	4,158,129	4,107,248	4,010,227	3,924,747	4,156,324
6	韭 崎 市	3,363,020	3,541,330	3,382,788	3,594,114	3,826,310
7	南アルプス市	7,622,994	8,078,521	7,828,729	8,298,898	8,810,763
8	北 杜 市	6,658,020	6,826,918	6,530,903	6,950,744	7,498,224
9	甲 斐 市	7,162,858	7,556,382	7,458,864	8,035,717	8,814,025
10	笛 吹 市	9,121,619	9,625,065	9,493,631	9,882,586	10,156,753
11	上 野 原 市	3,396,755	3,531,383	3,284,872	3,455,140	3,352,418
12	甲 州 市	4,872,570	4,700,003	4,853,300	5,001,845	5,211,504
13	中 央 市	2,810,370	3,198,752	3,037,510	3,182,773	3,396,881
14	市 川 三 郷 町	2,809,365	2,832,949	2,605,282	2,716,797	2,663,984
15	早 川 町	355,340	291,461	293,719	235,677	231,078
16	身 延 町	2,924,465	2,892,104	2,717,275	2,726,542	2,701,327
17	南 部 町	1,483,254	1,501,910	1,392,301	1,358,433	1,348,693
18	富 士 川 町	2,069,395	2,135,860	2,168,631	2,274,474	2,379,077
19	昭 和 町	1,577,952	1,625,710	1,673,960	1,711,154	1,973,302
20	道 志 村	248,959	272,324	234,261	249,826	232,683
21	西 桂 町	534,564	614,476	575,164	579,340	593,217
22	忍 野 村	739,069	697,532	675,184	717,582	761,534
23	山 中 湖 村	574,877	682,606	631,577	644,880	740,400
24	鳴 沢 村	340,933	402,080	341,195	369,906	389,476
25	富士河口湖町	2,799,042	2,782,748	2,725,599	2,680,929	2,919,089
26	小 菅 村	115,827	130,746	116,551	133,596	120,368
27	丹 波 山 村	123,871	124,694	105,354	116,370	105,793
	広 域 連 合	108,175,492	111,117,798	108,117,603	112,027,925	117,248,233

(注) 市町村毎に四捨五入しているため、他の表と必ずしも一致しない。

● 市町村別療養給付費の状況

(単位：千円)

市町村		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
		療養給付費	療養給付費	療養給付費	療養給付費	療養給付費
1	甲 府 市	25,252,539	25,314,486	24,996,722	25,504,159	26,697,465
2	富 士 吉 田 市	5,465,553	5,780,617	5,506,705	5,638,864	5,720,258
3	都 留 市	3,061,227	3,134,734	2,941,539	3,230,729	3,248,355
4	山 梨 市	4,872,980	5,060,829	5,046,456	5,242,699	5,439,427
5	大 月 市	3,797,225	3,750,278	3,663,304	3,589,934	3,794,820
6	韭 崎 市	3,067,772	3,227,772	3,099,098	3,285,789	3,512,282
7	南アルプス市	6,956,920	7,370,891	7,166,865	7,618,393	8,073,031
8	北 杜 市	6,066,440	6,215,511	5,966,993	6,351,036	6,840,985
9	甲 斐 市	6,534,294	6,901,562	6,830,378	7,362,219	8,069,728
10	笛 吹 市	8,320,248	8,790,840	8,699,161	9,062,165	9,302,731
11	上 野 原 市	3,091,007	3,220,745	2,989,958	3,158,256	3,048,655
12	甲 州 市	4,444,443	4,275,791	4,428,591	4,578,456	4,775,226
13	中 央 市	2,561,656	2,916,980	2,764,153	2,917,174	3,114,086
14	市川三郷町	2,568,985	2,577,205	2,392,092	2,487,789	2,445,476
15	早 川 町	328,063	268,513	273,248	216,733	207,738
16	身 延 町	2,671,325	2,641,099	2,492,203	2,503,405	2,466,774
17	南 部 町	1,343,560	1,365,413	1,264,859	1,238,449	1,231,296
18	富 士 川 町	1,880,131	1,941,534	1,990,173	2,091,694	2,184,304
19	昭 和 町	1,427,895	1,470,595	1,522,465	1,553,161	1,791,576
20	道 志 村	227,856	250,099	217,529	228,577	212,467
21	西 桂 町	489,720	566,330	522,550	533,896	546,708
22	忍 野 村	677,377	636,979	615,742	654,399	698,841
23	山 中 湖 村	517,219	618,034	572,626	581,840	669,677
24	鳴 沢 村	311,194	369,118	311,368	339,127	351,254
25	富士河口湖町	2,552,902	2,530,747	2,482,366	2,435,585	2,659,513
26	小 菅 村	106,065	119,449	106,943	123,544	111,780
27	丹 波 山 村	114,329	115,180	98,052	107,676	98,191
	広 域 連 合	98,708,925	101,431,328	98,962,140	102,635,747	107,312,643

(注) 療養給付費 = 医療費の保険者負担分

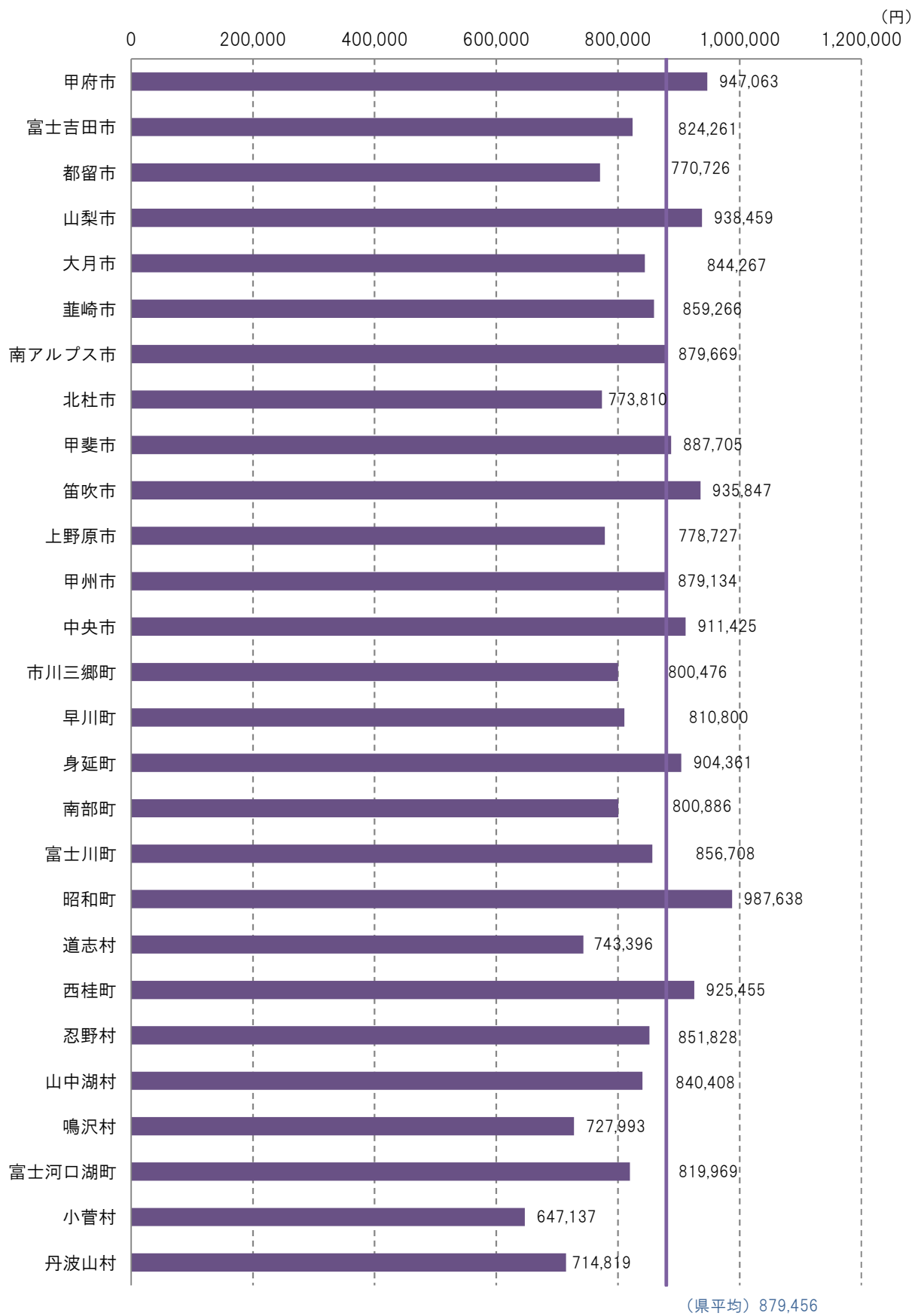
● 市町村別1人当たり医療費〔総額〕の状況

(単位：円、%)

市町村		令和3年度	令和4年度	対前年度	対前年度
		1人当たり医療費	1人当たり医療費	増減額	増減率
1	甲府市	925,761	947,063	21,302	2.30
2	富士吉田市	824,334	824,261	▲73	▲0.01
3	都留市	782,094	770,726	▲11,368	▲1.45
4	山梨市	916,484	938,459	21,975	2.40
5	大月市	804,746	844,267	39,521	4.91
6	韭崎市	831,586	859,266	27,680	3.33
7	南アルプス市	860,703	879,669	18,966	2.20
8	北杜市	745,228	773,810	28,582	3.84
9	甲斐市	856,869	887,705	30,836	3.60
10	笛吹市	938,517	935,847	▲2,670	▲0.28
11	上野原市	818,172	778,727	▲39,445	▲4.82
12	甲州市	861,199	879,134	17,935	2.08
13	中央市	896,303	911,425	15,122	1.69
14	市川三郷町	816,100	800,476	▲15,624	▲1.91
15	早川町	801,621	810,800	9,179	1.15
16	身延町	896,889	904,361	7,472	0.83
17	南部町	805,236	800,886	▲4,350	▲0.54
18	富士川町	830,100	856,708	26,608	3.21
19	昭和町	892,621	987,638	95,017	10.64
20	道志村	811,124	743,396	▲67,728	▲8.35
21	西桂町	925,463	925,455	▲8	▲0.00
22	忍野村	841,245	851,828	10,583	1.26
23	山中湖村	766,802	840,408	73,606	9.60
24	鳴沢村	732,486	727,993	▲4,493	▲0.61
25	富士河口湖町	775,059	819,969	44,910	5.79
26	小菅村	722,139	647,137	▲75,002	▲10.39
27	丹波山村	760,590	714,819	▲45,771	▲6.02
	広域連合	862,915	879,456	16,541	1.92

※1人当たり医療費〔総額〕 = 医療費〔総額〕 ÷ 年度平均被保険者数

● 市町村別 1 人当たり医療費の比較 [令和 4 年度]



● 市町村別1人当たり医療費〔内訳〕の状況〔令和4年度〕

(単位：円)

市町村	入院及び 食事療養費 生活療養費	入院外及び調剤		歯科	訪問看護	療養費	
			調剤〔再掲〕				
1	甲府市	477,055	414,942	152,480	37,803	7,847	9,416
2	富士吉田市	380,097	392,983	146,399	30,068	5,046	16,068
3	都留市	393,302	340,868	131,142	27,452	2,757	6,347
4	山梨市	487,550	403,835	148,942	35,405	3,569	8,101
5	大月市	433,167	365,583	130,063	37,965	2,212	5,340
6	韭崎市	453,246	362,587	131,007	32,348	4,466	6,618
7	南アルプス市	447,498	391,790	147,633	28,600	4,263	7,519
8	北杜市	392,631	340,197	120,531	33,349	3,231	4,403
9	甲斐市	441,241	399,551	138,829	34,805	5,396	6,712
10	笛吹市	514,876	376,838	147,224	33,331	4,225	6,578
11	上野原市	404,403	331,377	114,632	37,294	858	4,794
12	甲州市	453,682	386,751	145,476	29,351	3,367	5,982
13	中央市	463,876	402,679	154,581	32,305	7,837	4,729
14	市川三郷町	376,558	384,621	141,658	25,735	6,129	7,433
15	早川町	399,665	390,190	181,212	16,982	2,021	1,943
16	身延町	514,679	358,428	138,674	22,329	3,950	4,975
17	南部町	426,599	332,927	91,107	31,940	3,889	5,531
18	富士川町	450,842	366,449	147,919	23,840	7,431	8,145
19	昭和町	493,649	442,361	167,227	34,784	10,510	6,335
20	道志村	428,774	281,183	80,632	26,365	3,499	3,575
21	西桂町	414,231	471,990	160,531	25,829	3,514	9,890
22	忍野村	413,316	390,813	131,476	25,678	6,815	15,205
23	山中湖村	410,066	387,070	152,726	31,825	3,418	8,029
24	鳴沢村	322,101	353,715	155,377	35,164	9,487	7,526
25	富士河口湖町	381,478	394,259	154,604	26,850	3,790	13,592
26	小菅村	285,219	314,394	52,449	47,059	0	465
27	丹波山村	365,079	329,130	78,076	16,804	2,150	1,656
	広域連合	447,379	386,178	142,485	32,943	5,132	7,825

(注) 1人当たり医療費〔内訳〕＝医療費〔各内訳の合計〕÷年度平均被保険者数

● 市町村別1人当たり療養費の状況 [令和4年度]

(単位：円)

市町村		療養費計	一般診療等	補装具	柔道整復	按摩・ マッサージ	鍼灸
1	甲府市	9,416	29	707	2,678	5,109	893
2	富士吉田市	16,068	0	526	4,295	10,906	340
3	都留市	6,347	1	801	1,539	3,863	144
4	山梨市	8,101	0	740	3,758	2,789	813
5	大月市	5,340	5	940	1,506	2,881	8
6	韭崎市	6,618	0	499	2,611	2,301	1,207
7	南アルプス市	7,519	2	952	2,720	3,263	581
8	北杜市	4,403	2	433	1,810	1,398	760
9	甲斐市	6,712	164	618	2,795	2,594	542
10	笛吹市	6,578	33	874	2,070	2,960	640
11	上野原市	4,794	7	772	1,372	2,643	0
12	甲州市	5,982	0	596	2,687	2,550	149
13	中央市	4,729	0	596	2,129	1,889	115
14	市川三郷町	7,433	0	537	3,385	1,591	1,920
15	早川町	1,943	0	765	1,178	0	0
16	身延町	4,975	9	1,296	1,064	1,820	786
17	南部町	5,531	0	958	1,513	2,975	86
18	富士川町	8,145	0	729	2,981	3,739	696
19	昭和町	6,335	4	663	2,402	3,021	245
20	道志村	3,575	0	809	816	1,950	0
21	西桂町	9,890	0	369	2,341	6,512	669
22	忍野村	15,205	0	408	1,730	12,668	399
23	山中湖村	8,029	26	650	2,463	3,467	1,422
24	鳴沢村	7,526	139	1,083	2,955	3,349	0
25	富士河口湖町	13,592	1	762	3,745	7,311	1,773
26	小菅村	465	0	42	423	0	0
27	丹波山村	1,656	0	975	681	0	0
	広域連合	7,825	23	713	2,555	3,876	658

(注) 1人当たり療養費 = 療養費の合計 ÷ 年度平均被保険者数

● 市町村別診療費諸率の状況 [令和4年度]

(単位：円、%)

市町村		入院					入院外				
		受診率	日数/ 件	費用額			受診率	日数/ 件	費用額		
				1件	1日	1人			1件	1日	1人
1	甲府市	71.92	17.98	632,248	35,167	454,731	1629.14	1.60	16,110	10,071	262,462
2	富士吉田市	60.86	15.58	597,397	38,349	363,599	1,484.68	1.69	16,609	9,831	246,583
3	都留市	72.02	16.37	517,981	31,637	373,058	1,122.03	1.52	18,692	12,291	209,727
4	山梨市	78.65	17.27	590,092	34,169	464,098	1,335.61	1.75	19,084	10,884	254,893
5	大月市	72.72	17.04	565,179	33,170	410,997	1,296.10	1.60	18,171	11,355	235,520
6	韭崎市	70.15	17.56	615,256	35,038	431,632	1,378.76	1.61	16,796	10,433	231,580
7	南アルプス市	70.16	17.53	608,369	34,698	426,818	1,460.25	1.56	16,720	10,733	244,156
8	北杜市	65.52	16.12	570,026	35,354	373,487	1,225.50	1.44	17,925	12,456	219,666
9	甲斐市	67.47	17.85	623,750	34,950	420,838	1,580.46	1.52	16,497	10,865	260,722
10	笛吹市	77.19	17.09	637,200	37,288	491,830	1,407.33	1.51	16,316	10,798	229,613
11	上野原市	82.72	15.88	460,729	29,018	381,105	1,241.58	1.59	17,457	10,957	216,746
12	甲州市	73.65	17.14	586,400	34,219	431,887	1,296.76	1.59	18,606	11,732	241,275
13	中央市	69.33	18.19	638,985	35,126	443,020	1,517.36	1.49	16,351	10,946	248,097
14	市川三郷町	66.14	17.25	541,001	31,356	357,795	1,363.01	1.75	17,825	10,172	242,963
15	早川町	72.28	16.75	525,754	31,384	380,019	1,185.61	1.39	17,626	12,677	208,978
16	身延町	94.88	18.23	511,012	28,036	484,837	1,147.47	1.59	19,151	12,075	219,754
17	南部町	77.97	17.31	517,423	29,896	403,430	1,293.29	1.42	18,698	13,144	241,820
18	富士川町	78.72	17.30	544,892	31,501	428,929	1,391.21	1.53	15,708	10,284	218,530
19	昭和町	69.37	17.79	680,763	38,265	472,241	1,645.60	1.59	16,719	10,546	275,134
20	道志村	65.81	13.36	627,418	46,948	412,933	1,030.67	1.42	19,458	13,718	200,550
21	西桂町	66.15	15.18	600,363	39,545	397,120	1,406.40	1.62	22,146	13,687	311,459
22	忍野村	64.99	15.69	609,812	38,866	396,309	1,519.24	1.57	17,070	10,846	259,337
23	山中湖村	62.77	16.46	625,524	38,013	392,639	1,434.17	1.52	16,340	10,766	234,345
24	鳴沢村	52.15	14.86	591,420	39,799	308,423	1,262.62	1.54	15,708	10,185	198,338
25	富士河口湖町	59.92	15.84	608,563	38,419	364,625	1,434.92	1.69	16,702	9,861	239,655
26	小菅村	48.39	15.40	564,663	36,666	273,224	1,233.33	1.51	21,239	14,033	261,945
27	丹波山村	66.22	17.44	519,347	29,781	343,892	1,239.86	1.75	20,249	11,546	251,054
	広域連合	71.40	17.22	596,867	34,664	426,150	1,435.13	1.58	16,981	10,748	243,693

(注) 受診率＝レセプト件数÷平均被保険者数×100

(単位：円、%)

市町村		歯科					合計				
		受診率	日数/ 件	費用額			受診率	日数/ 件	費用額		
				1件	1日	1人			1件	1日	1人
1	甲府市	251.42	1.78	15,036	8,435	37,803	1,952.49	2.23	38,668	17,367	754,997
2	富士吉田市	201.34	1.96	14,934	7,633	30,068	1,746.88	2.20	36,651	16,629	640,250
3	都留市	181.92	1.75	15,090	8,631	27,452	1,375.98	2.33	44,349	19,048	610,237
4	山梨市	229.30	1.58	15,440	9,791	35,405	1,643.56	2.47	45,900	18,573	754,395
5	大月市	259.19	1.83	14,647	7,998	37,965	1,628.01	2.33	42,044	18,070	684,483
6	韭崎市	209.21	1.74	15,462	8,909	32,348	1,658.12	2.30	41,949	18,234	695,560
7	南アルプス市	200.38	1.78	14,273	8,012	28,600	1,730.79	2.23	40,419	18,115	699,574
8	北杜市	224.36	1.71	14,864	8,676	33,349	1,515.38	2.11	41,343	19,552	626,502
9	甲斐市	242.07	1.72	14,378	8,344	34,805	1,890.00	2.13	37,903	17,816	716,365
10	笛吹市	220.98	1.80	15,083	8,365	33,331	1,705.49	2.25	44,255	19,636	754,774
11	上野原市	257.07	1.83	14,507	7,924	37,294	1,581.37	2.38	40,164	16,882	635,144
12	甲州市	196.36	1.71	14,948	8,760	29,351	1,566.77	2.33	44,838	19,227	702,513
13	中央市	253.82	1.79	12,727	7,120	32,305	1,840.52	2.16	39,305	18,170	723,422
14	市川三郷町	169.56	2.00	15,177	7,574	25,735	1,598.71	2.42	39,187	16,191	626,493
15	早川町	109.47	1.86	15,513	8,345	16,982	1,367.37	2.24	44,317	19,785	605,979
16	身延町	140.51	1.93	15,892	8,250	22,329	1,382.86	2.76	52,566	19,030	726,920
17	南部町	217.46	1.60	14,688	9,163	31,940	1,588.72	2.23	42,625	19,141	677,190
18	富士川町	163.92	1.90	14,544	7,655	23,840	1,633.85	2.32	41,087	17,675	671,299
19	昭和町	263.71	1.74	13,190	7,567	34,784	1,978.68	2.17	39,529	18,179	782,159
20	道志村	192.01	2.10	13,731	6,534	26,365	1,288.50	2.13	49,658	23,309	639,849
21	西桂町	161.62	1.72	15,981	9,312	25,829	1,634.17	2.18	44,941	20,645	734,408
22	忍野村	195.53	1.83	13,133	7,181	25,678	1,779.75	2.12	38,282	18,080	681,324
23	山中湖村	245.18	1.79	12,981	7,232	31,825	1,742.11	2.09	37,817	18,051	658,809
24	鳴沢村	239.81	1.57	14,663	9,369	35,164	1,554.58	1.99	34,860	17,495	541,925
25	富士河口湖町	173.48	1.91	15,477	8,094	26,850	1,668.31	2.22	37,830	17,006	631,130
26	小菅村	277.42	2.22	16,963	7,638	47,059	1,559.14	2.07	37,343	18,037	582,228
27	丹波山村	108.78	2.22	15,447	6,966	16,804	1,414.86	2.52	43,237	17,135	611,750
	広域連合	222.667	1.781	14,795	8,309	32,943	1,729.20	2.25	40,642	18,052	702,786

(注) 受診率=レセプト件数÷平均被保険者数×100

6 医療費の適正化

(1) 医療費通知の送付 [年1回]

被保険者に対し、受診年月、医療機関等名、日数、医療費（保険適用分のみ10割）の額などをお知らせすることにより、一人ひとりが健康管理を心がけ、適正な保険診療を受けていただくための契機とすることや、医療機関等による診療報酬の不正請求の抑止効果を目的としています。

なお、医療費控除の申告手続きの利便性向上を目的に、令和2年度から年1回の送付に変更しました。

<医療費通知送付状況>

送付年度	送付件数
令和2年度(年1回)	193,427件
令和3年度(年1回)	125,527件
令和4年度(年1回)	129,215件

(2) 後発医薬品利用差額通知の送付 [毎月]

高血圧、糖尿病等の一定の条件に該当する被保険者へ、後発医薬品（ジェネリック医薬品）に切り替えた場合に見込まれる軽減額などをお知らせすることで、その利用を促進し、被保険者の負担軽減と医療費適正化の推進に繋がっています。

<後発医薬品利用差額通知送付状況>

送付年度	送付件数
令和2年度	37,793件
令和3年度	29,413件
令和4年度	26,172件

(3) 第三者行為損害賠償求償事務

交通事故など、第三者の行為によってけがや病気になった場合でも、届け出により後期高齢者医療で治療を受けることができます。この場合、保険者が一時的に医療費を立て替え、後で加害者に請求することになります。

<第三者行為損害賠償金収納状況>

年度	収納件	収納金額
H30年度	1,089件	155,484,259円
R元年度	1,756件	219,255,548円
R2年度	1,092件	155,440,986円
R3年度	777件	146,456,270円
R4年度	848件	128,290,420円

(4) 重複・頻回受診者等への訪問指導

重複・頻回受診者等に対して保健師等が訪問し、日頃からの健康づくりや適切な受診、服薬などに関する指導及び相談を行っています。

<令和4年度訪問指導実施状況>

指導対象	指導実人数
重複受診	34人
頻回受診	9人
重複投薬	15人

(5) 柔道整復師等による施術状況の確認等

柔道整復に係る療養費支給申請書の内容点検に加え、被保険者に文書を送付するなどして施術内容の確認を行い、不正請求等の発見等に繋げるほか、リーフレットやホームページ等において適正な受診を呼びかけています。

(6) 医療と介護の給付調整

在宅（有料老人ホーム、グループホーム等の入所者を含む）で療養されている被保険者で、要介護（要支援）認定を受けている方の医療サービスのうち、介護保険でも同種のサービスがある場合は、医療保険と介護保険との間で給付調整が必要なため、医療機関への確認、返戻等の処理を行っています。

7 保健事業

糖尿病などの生活習慣病を早期に発見し、重症化を予防するための健康診査事業や高齢者の健康づくりのための各種健康増進事業を、市町村と協力して実施しています。

(1) 低栄養防止・重症化予防事業

低栄養状態の防止、糖尿病性腎症及び生活習慣病（高血圧・脂質異常症等）の重症化を予防し、高齢者のQOL（生活の質）低下を防ぐとともに、医療費の適正化を図ります。

また、生活習慣病等の重症化予防と高齢による心身機能の低下防止の取組を一体的に実施し、健康寿命の延伸を目指します。

＜事業実施市町村の状況＞

事業名	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
フレイル対策事業（低栄養防止等）		—	1	7	10	13
糖尿病性腎症重症化予防受診勧奨事業		2	6	10	11	13
生活習慣病重症化予防受診勧奨事業		—	1	8	9	14
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施		—	—	—	2	10

(2) 健康増進事業

長年、社会に貢献されてきた高齢者の疾病を予防し、健康を維持するために、山梨県後期高齢者健康増進事業実施計画に基づき、市町村と広域連合が協力して、市町村の実情に応じた健康増進事業を実施しています。

＜健康増進事業実施状況＞

年度	実施市町村数	実施事業数	事業の内容	健康増進事業補助金額
平成 30 年度	14 市町村	16 事業	健康づくり教室、人間ドック等検診事業、健康診査事業（追加項目）	39,068,000 円
令和元年度	14 市町村	17 事業	健康づくり教室、人間ドック等検診事業、健康診査事業（追加項目）	42,806,000 円
令和 2 年度	10 市町村	16 事業	人間ドック等検診事業、健康診査事業（追加項目）	39,342,000 円
令和 3 年度	16 市町村	21 事業	人間ドック等検診事業、健康診査事業（追加項目）	15,864,000 円
令和 4 年度	17 市町村	22 事業	健康づくり教室、人間ドック等検診事業、健康診査事業（追加項目）	18,128,000 円

(3) 健康診査事業

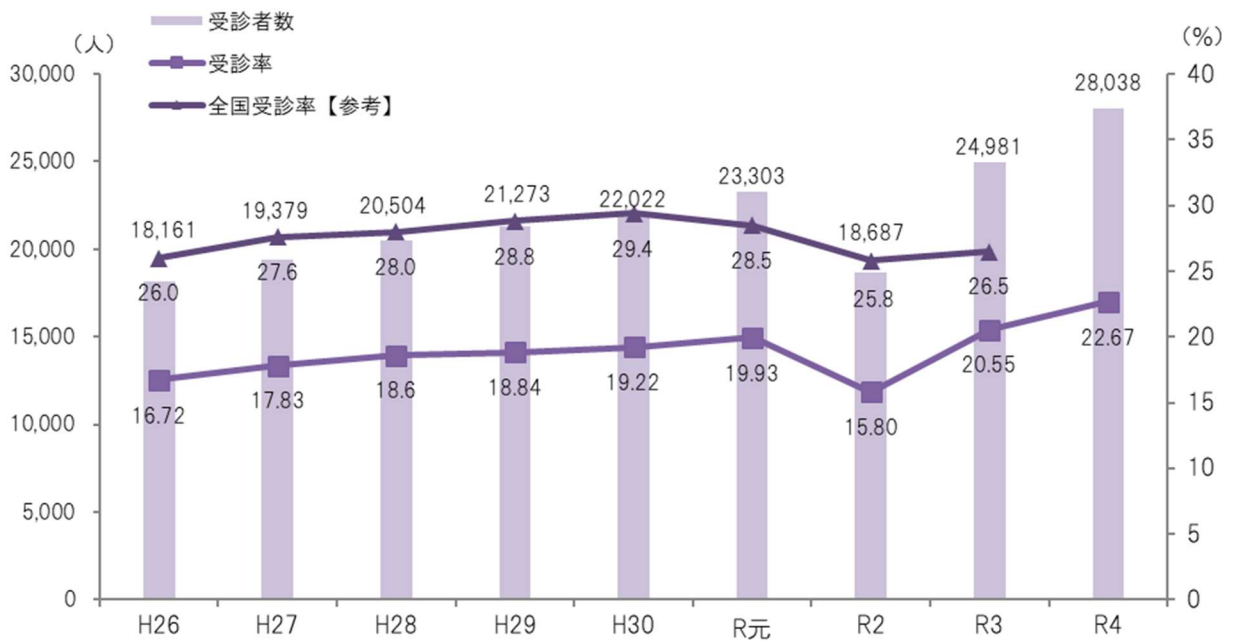
糖尿病などの生活習慣病を早期に発見して重症化を予防するとともに、心身の健康を維持しながら自立し、生きがいのある生活を送るための適切な支援に繋げるため、健康診査の受診を促進しています。

● 健康診査事業実施状況

(単位：人、%、円)

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
目標値 (計画)	受診率	19.1%	19.5%	19.92%	21.09%	22.46%
	対象者数	115,116人	117,821人	117,834人	117,930人	122,795人
	実施者数	22,023人	22,922人	23,477人	24,875人	27,574人
実績 (結果)	受診率	19.22%	19.93%	15.80%	20.55%	22.67%
	対象者数	114,607人	116,930人	118,238人	121,586人	123,676人
	実施者数	22,022人	23,303人	18,687人	24,981人	28,038人
健康診査事業費補助金額		66,660,000円	71,144,000円	71,692,000円	88,354,000円	98,938,000円

● 健康診査受診者数と受診率の推移



※R4 全国受診率は作成時未発表。

● 市町村別交付額等の状況 [令和4年度]

(単位：人、%、円)

市町村		対象者数	受診者数	受診率	交付金額	(参考) 人間ドック 受診者数
1	甲府市	28,453	4,215	14.81	14,601,000	2,155
2	富士吉田市	6,998	974	13.92	3,527,000	
3	都留市	4,317	950	22.01	3,393,000	
4	山梨市	5,956	1,023	17.81	3,639,000	406
5	大月市	4,123	675	16.37	2,601,000	
6	韮崎市	4,261	1,180	27.69	4,290,000	
7	南アルプス市	9,356	3,248	34.72	11,656,000	
8	北杜市	8,891	2,337	26.29	6,567,000	
9	甲斐市	9,397	3,271	34.81	11,776,000	1,380
10	笛吹市	10,160	2,095	20.62	7,471,000	
11	上野原市	3,974	408	10.27	1,563,000	79
12	甲州市	5,664	1,111	19.62	4,003,000	
13	中央市	3,205	795	24.80	2,872,000	88
14	市川三郷町	3,132	1,111	35.47	3,954,000	
15	早川町	249	133	53.41	506,000	2
16	身延町	2,805	950	33.87	3,732,000	
17	南部町	1,574	721	45.81	2,626,000	
18	富士川町	2,579	996	38.62	3,625,000	
19	昭和町	1,805	729	40.39	2,611,000	
20	道志村	297	105	35.35	350,000	6
21	西桂町	578	91	15.74	328,000	1
22	忍野村	865	237	27.40	905,000	30
23	山中湖村	785	274	34.90	1,050,000	
24	鳴沢村	465	55	11.83	196,000	52
25	富士河口湖町	3,483	279	8.01	816,000	
26	小菅村	158	39	24.68	138,000	
27	丹波山村	146	36	24.66	142,000	
	広域連合	123,676	28,038	22.67	98,938,000	4,199

● 歯科健康診査事業実施状況

(単位：人、%、円)

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
目標値 (計画)	受診率	1.93%	1.88%	1.93%	2.19%	2.65%
	対象者数	118,582人	121,889人	121,902人	118,279人	117,650人
	実施者数	2,284人	2,296人	2,352人	2,586人	3,112人
実績 (結果)	受診率	1.43%	1.74%	1.50%	1.85%	2.34%
	対象者数	118,190人	121,256人	118,271人	119,181人	117,650人
	実施者数	1,691人	2,108人	1,775人	2,205人	2,751人
健康診査事業費補助金額		4,444,000円	5,701,000円	5,410,000円	3,519,000円	8,494,000円

● 市町村別交付額等の状況（歯科） [令和4年度]

(単位：人、%、円)

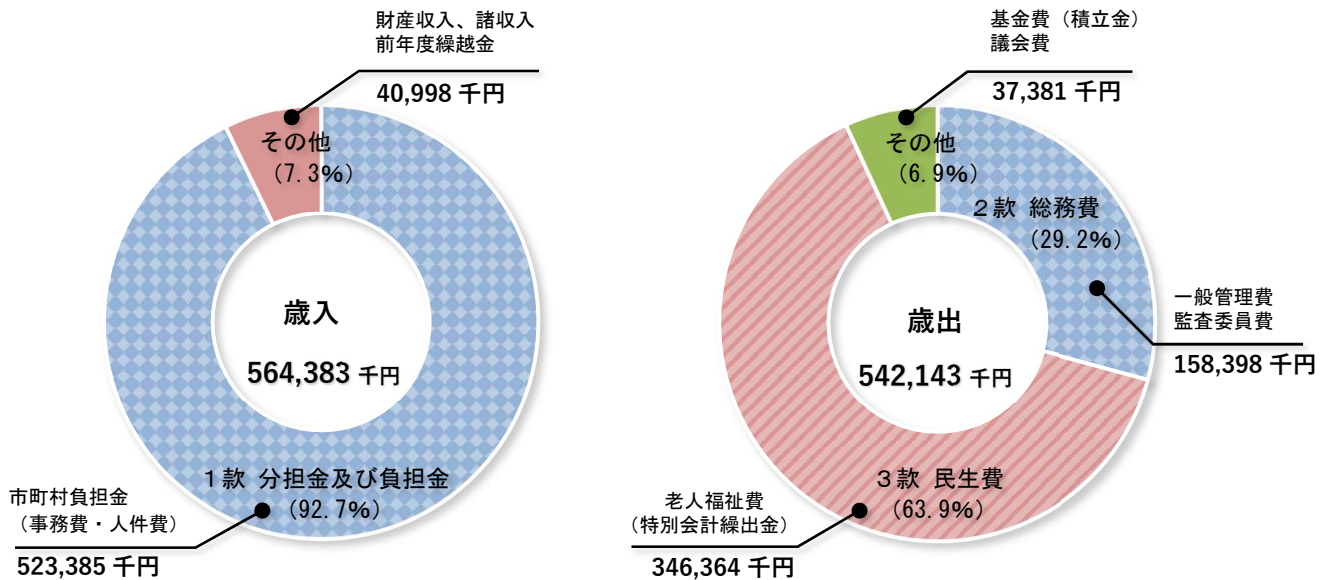
市町村		対象者数	受診者数	受診率	交付金額
1	甲府市	28,453	647	2.27	1,934,000
2	富士吉田市	6,998	263	3.76	1,043,000
3	都留市	624	110	17.63	258,000
4	山梨市	5,956	167	2.80	592,000
5	大月市	4,138	50	1.21	126,000
6	南アルプス市	9,356	247	2.64	244,000
7	甲斐市	9,397	180	1.92	146,000
8	笛吹市	10,616	739	6.96	2,865,000
9	甲州市	5,664	113	2.00	406,000
10	身延町	638	102	15.99	420,000
11	西桂町	578	9	1.56	6,000
12	忍野村	866	8	0.92	22,000
13	山中湖村	131	21	16.03	74,000
14	富士河口湖町	3,491	93	2.66	355,000
15	小菅村	158	2	1.27	3,000
	広域連合	※117,650	2,751	2.34	8,494,000

※広域連合の対象者数には歯科健診未実施の市町村における対象者(30,586人)を含む。

8 決算の状況 [令和4年度]

(1) 一般会計

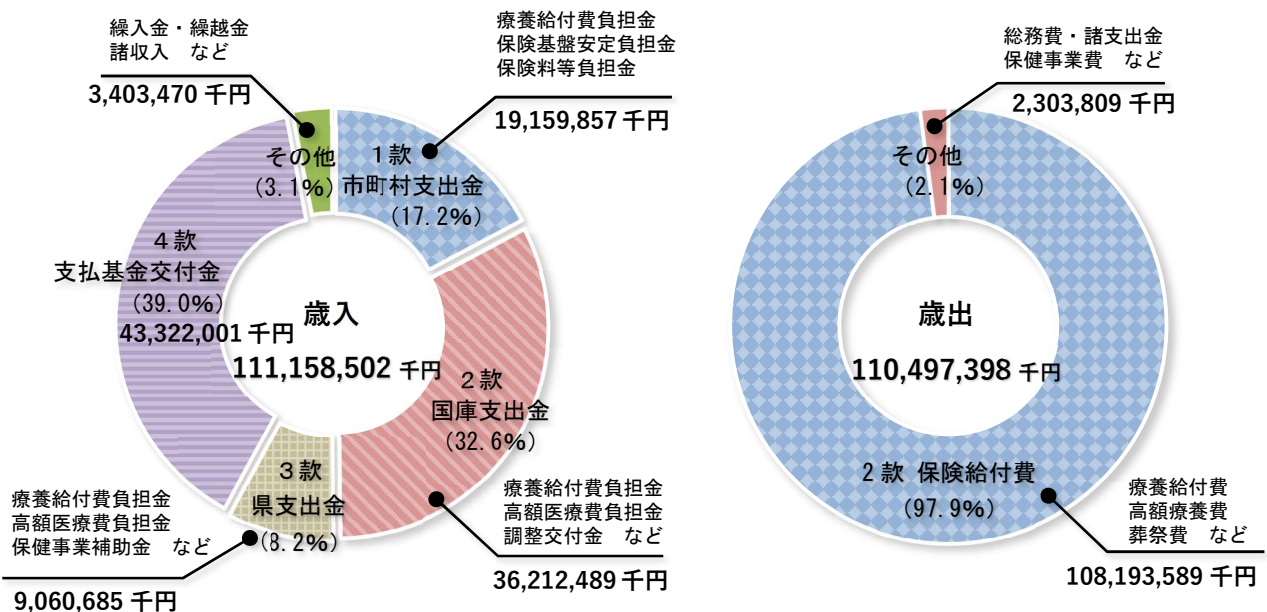
広域連合の運営に係る経費については、関係市町村の負担金を充てるとされています。一般会計の歳入の大部分が、この市町村負担金（1款 分担金及び負担金）であり、歳出においては職員の人件費を含む総務費と全体の6割を占める特別会計への繰出金（3款 民生費）が主なものです。



(2) 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療に関する収入及び支出については、広域連合と市町村は特別会計を設けなければならないとされています。(高齢者の医療の確保に関する法律第49条)

広域連合が設ける特別会計は、歳入においては市町村から納付される保険料や国県市による公費負担、現役世代の負担である支払基金交付金などがあり、歳出においては全体の9割以上を占める保険給付費や保健事業費などがあります。



(3) 基金

ア 山梨県後期高齢者医療広域連合財政調整基金

(経済事情の変動や災害などを原因とする収入減・支出増に対応するための財源に充てるための基金)

(単位：円)

年度	年度末の現在高	年度中の増減高	出納整理期間中の増減高
平成 30 年度	87,367,032	▲38,570,375	0
令和元年度	70,693,132	▲16,673,900	0
令和 2 年度	84,915,373	14,222,241	0
令和 3 年度	112,669,084	27,753,711	0
令和 4 年度	145,394,250	32,725,166	0

イ 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付基金

(後期高齢者医療の年度間の財源を調整し、給付に要する費用などの財源に充てるための基金)

(単位：円)

年度	年度末の現在高	年度中の増減高	出納整理期間中の増減高
平成 30 年度	1,809,502,470	155,503	0
令和元年度	1,809,646,337	143,867	0
令和 2 年度	1,809,678,264	31,927	0
令和 3 年度	190,782,458	▲1,618,895,806	0
令和 4 年度	7,881	▲190,774,577	0

ウ 山梨県後期高齢者医療広域連合保健事業等支援基金 ※平成 30 年度基金設置

(被保険者の健康の保持増進を目的とした保健事業等に要する費用に充てるための基金)

(単位：円)

年度	年度末の現在高	年度中の増減高	出納整理期間中の増減高
平成 30 年度	32,243,148	32,243,148	0
令和元年度	32,246,148	3,000	0
令和 2 年度	91,497,523	59,251,375	0
令和 3 年度	121,313,634	29,816,111	0
令和 4 年度	7,141	▲121,306,493	0

(参考) 山梨県後期高齢者医療財政安定化基金 (県の基金)

(未納による保険料の不足や、給付費の不足などに対して貸付等を行うための基金)

(単位：円)

年度	年度末の現在高	拠出率	基金からの交付または借入額
平成 30 年度	1,413,252,134	—	0
令和元年度	1,413,393,849	—	0
令和 2 年度	1,413,479,581	—	0
令和 3 年度	1,413,507,772	—	0
令和 4 年度	1,413,536,119	—	0

※ 平成 26 年度以降については、拠出を行っていない。

● 一般会計決算の状況

ア 歳入

(単位：円、%)

科 目	令和3年度	令和4年度	3~4増減額	3~4増減率
1 款 分担金及び負担金	523,384,973	523,384,973	0	0
市町村負担金	523,384,973	523,384,973	0	0
2 款 財産収入	1,711	2,166	455	26.59
利子及び配当金	1,711	2,166	455	26.59
3 款 繰入金	0	3,714,450	3,714,450	皆増
財政調整基金繰入金	0	3,550,000	3,550,000	皆増
特別会計繰入金	0	164,450	164,450	皆増
4 款 繰越金	27,752,293	37,258,050	9,505,757	34.25
繰越金	27,752,293	37,258,050	9,505,757	34.25
5 款 諸収入	28,889	23,320	▲5,569	▲19.28
預金利子	4,984	6,124	1,140	22.87
雑入	23,905	17,196	▲6,709	▲28.07
歳入計	551,167,866	564,382,959	13,215,093	2.4

イ 歳出

(単位：円、%)

科 目	令和3年度	令和4年度	3~4増減額	3~4増減率
1 款 議会費	1,200,385	1,105,492	▲94,893	▲7.91
議会費	1,200,385	1,105,492	▲94,893	▲7.91
2 款 総務費	161,933,042	158,398,212	▲3,534,830	▲2.18
一般管理費	161,723,306	158,165,364	▲3,557,942	▲2.2
公平委員会費	0	0	0	—
選挙管理委員会費	0	0	0	—
監査委員費	209,736	232,848	23,112	11.02
3 款 民生費	323,022,678	346,364,071	23,341,393	7.23
老人福祉費	323,022,678	346,364,071	23,341,393	7.23
4 款 諸支出金	27,753,711	36,275,166	8,521,455	30.7
財政調整基金費	27,753,711	36,275,166	8,521,455	30.7
5 款 予備費	0	0	0	—
予備費	0	0	0	—
歳出計	513,909,816	542,142,941	28,233,125	5.49
歳入歳出差引額	37,258,050	22,240,018	▲15,018,032	▲40.31

● 特別会計決算の状況

ア 歳入

(単位：円、%)

科 目	令和3年度	令和4年度	3~4 増減額	3~4 増減率
1 款 市町村支出金	17,964,972,346	19,159,857,434	1,194,885,088	6.65
保険料等負担金	7,775,310,070	8,545,753,902	770,443,832	9.91
療養給付費負担金	8,139,412,719	8,480,374,201	340,961,482	4.19
保険基盤安定負担金	2,050,249,557	2,133,729,331	83,479,774	4.07
2 款 国庫支出金	35,639,830,755	36,212,489,369	572,658,614	1.61
療養給付費負担金	25,813,948,353	26,121,893,647	307,945,294	1.19
高額医療費負担金	523,848,975	575,047,033	51,198,058	9.77
調整交付金	9,276,071,000	9,488,868,000	212,797,000	2.29
事業費補助金	24,926,427	26,475,689	1,549,262	6.22
円滑運営臨時特例交付金	0	0	0	—
災害臨時特例補助金	1,036,000	73,000	▲963,000	▲92.95
円滑運営事業費補助金	0	132,000	132,000	皆増
社会保障・税番号制度システム整備補助金	25,813,948,353	26,121,893,647	307,945,294	1.19
3 款 県支出金	8,869,844,921	9,060,684,698	190,839,777	2.15
療養給付費負担金	8,298,232,200	8,431,921,665	133,689,465	1.61
高額医療費負担金	523,916,721	575,047,033	51,130,312	9.76
財政安定化基金交付金	0	0	0	—
保健事業補助金	47,696,000	53,716,000	6,020,000	12.62
4 款 支払基金交付金	41,882,474,763	43,322,000,530	1,439,525,767	3.44
後期高齢者交付金	41,882,474,763	43,322,000,530	1,439,525,767	3.44
5 款 特別高額医療費共同事業交付金	46,299,054	50,283,238	3,984,184	8.61
特別高額医療費共同事業交付金	46,299,054	50,283,238	3,984,184	8.61
6 款 財産収入	26,142	7,935	▲18,207	▲69.65
利子及び配当金	26,142	7,935	▲18,207	▲69.65
7 款 繰入金	1,941,942,678	703,984,071	▲1,237,958,607	▲63.75
一般会計繰入金	323,022,678	346,364,071	23,341,393	7.23
後期高齢者医療給付基金繰入金	1,618,920,000	190,780,000	▲1,428,140,000	▲88.22
保健事業等支援基金繰入金	0	166,840,000	166,840,000	皆増
8 款 繰越金	2,342,209,136	2,508,391,206	166,182,070	7.1
繰越金	2,342,209,136	2,508,391,206	166,182,070	7.1
9 款 県財政安定化基金借入金	0	0	0	—
県財政安定化基金借入金	0	0	0	—
10 款 諸収入	162,267,092	140,803,670	▲21,463,422	▲13.23
延滞金	67,280	66,720	▲560	▲0.83
過料	0	0	0	—
加算金	0	0	0	—
預金利子	135,007	140,654	5,647	4.18
第三者納付金	146,456,270	128,290,420	▲18,165,850	▲12.4
返納金	15,608,535	12,305,876	▲3,302,659	▲21.16
雑入	0	0	0	—
歳 入 計	108,849,866,887	111,158,502,151	2,308,635,264	2.12

イ 歳出

(単位：円、%)

科 目	令和3年度	令和4年度	3~4 増減額	3~4 増減率
1 款 総務費	361,423,364	409,404,085	47,980,721	13.28
一般管理費	361,423,364	409,404,085	47,980,721	13.28
2 款 保険給付費	103,481,934,288	108,193,588,529	4,711,654,241	4.55
療養給付費	96,911,077,785	100,672,775,872	3,761,698,087	3.88
訪問看護療養費	529,685,367	605,312,359	75,626,992	14.28
特別療養費	0	0	0	—
移送費	0	33,900	33,900	皆増
審査支払手数料	294,583,852	304,819,584	10,235,732	3.47
療養費	953,074,892	926,844,990	▲26,229,902	▲2.75
高額療養費	4,297,077,489	5,147,677,310	850,599,821	19.79
高額介護合算療養費	106,684,305	102,790,886	▲3,893,419	▲3.65
葬祭費	389,650,000	433,000,000	43,350,000	11.13
傷病手当金	100,598	333,628	233,030	231.64
3 款 特別高額医療費共同事業拠出金	41,006,002	48,868,579	7,862,577	19.17
共同事業拠出金	40,944,459	48,807,458	7,862,999	19.2
共同事業事務費拠出金	61,543	61,121	▲422	▲0.69
4 款 保健事業費	125,104,369	197,602,345	72,497,976	57.95
健康診査費	95,392,000	107,432,000	12,040,000	12.62
その他健康保持増進費	29,712,369	90,170,345	60,457,976	203.48
5 款 基金積立金	29,840,305	45,538,930	15,698,625	52.61
医療給付基金積立金	24,194	5,423	▲18,771	▲77.59
保健事業等支援基金積立金	29,816,111	45,533,507	15,717,396	52.71
6 款 公債費	0	0	0	—
利子	0	0	0	—
7 款 諸支出金	2,302,167,353	1,602,395,571	▲699,771,782	▲30.4
保険料還付金	14,326,770	17,075,740	2,748,970	19.19
償還金	2,287,840,583	1,585,149,881	▲702,690,702	▲30.71
還付加算金	0	5,500	5,500	皆増
一般会計繰出金	0	164,450	164,450	皆増
8 款 予備費	0	0	0	—
予備費	0	0	0	—
歳 出 計	106,341,475,681	110,497,398,039	4,155,922,358	3.91
歳入歳出差引額	2,508,391,206	661,104,112	▲1,847,287,094	▲73.64

Ⅳ 年 表

年 月	内 容
昭和 36 年 04 月	● 国民皆保険体制の確立
昭和 48 年 01 月	● 老人福祉法に基づく老人医療費支給制度の創設 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 70 歳以上の高齢者の自己負担を無料化
昭和 58 年 02 月	● 老人保健法に基づく老人保健制度の開始 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 高齢者の一部負担金制度を導入
平成 09 年 08 月	● 厚生労働省「21 世紀の国民医療－良質な医療と皆保険制度確保への指針」 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 「増大する一方の高齢者医療費を全国民が公平に支える制度として、高齢者を対象とする独立した保険制度の創設」
平成 11 年	● 老人保健拠出金不払い運動
平成 12 年 12 月	● 老人保健法の一部改正（定率負担の導入等）に伴う参議院国民福祉委員会の附帯決議 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 「新たな高齢者医療制度等の創設については、早急に検討し、平成 14 年度に必ず実施すること」
平成 13 年 01 月	● 高齢者の一部負担金に対する定率負担を導入
平成 13 年 03 月	● 社会保障改革大綱を策定（政府・与党社会保障改革協議会） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成 14 年度には高齢者医療制度の見直しを始めとする医療制度改革の実現を図る
平成 14 年 08 月	● 健康保険法等の一部を改正する法律附則第 2 条第 2 項 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 「医療保険制度体系の在り方、新たな高齢者医療制度の創設、診療報酬体系見直し等についての基本方針を平成 14 年度中に策定する」
平成 15 年 03 月	● 健康保険法等の一部を改正する法律附則第 2 条第 2 項の規定に基づく基本方針（閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 「高齢者医療は、75 歳以上の後期高齢者と 65 歳以上 75 歳未満の前期高齢者のそれぞれの特性に応じた新たな制度」 ▶ 「後期高齢者については、加入者の保険料、国保及び被用者保険からの支援並びに公費により賄う新たな制度に加入する」
平成 17 年 12 月	● 医療制度改革大綱を策定（政府・与党医療改革協議会） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 75 歳以上の高齢者を対象にした新しい高齢者医療制度を創設する指針が示される。
平成 18 年 06 月	● 健康保険法等の一部を改正する法律 施行 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」と改め、内容を全面改訂。

IV 年表

年月	内容
平成 19 年 02 月	● 山梨県後期高齢者医療広域連合設立
平成 20 年 04 月	● 後期高齢者医療制度（高齢者の医療の確保に関する法律）施行
	● 低所得者に対する保険料軽減の特例措置（以後継続） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 均等割の軽減 … 7 割軽減を受ける方について、8.5 割軽減とする。 ▶ 所得割の軽減 … 所得割を負担する方のうち、所得額が 58 万円以下の方について 5 割軽減とする。
	● 被用者保険の被扶養者の保険料負担を 20 年 9 月まで凍結し、21 年 10 月から 21 年 3 月まで 9 割軽減とする。（以後継続）
	● 平成 20・21 年度保険料率等（※） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 所得割率 7.28% 均等割額 38,710 円 賦課限度額 500,000 円 ※ 小菅村については、平成 15～17 年度の 1 人当たりの医療給付費が県平均よりも約 38% 低いことから、不均一賦課を採用し、平成 20～25 年度までの 6 年をかけて、段階的に均一保険料に近づけていく。不均一による減額分は国と県が 1/2 ずつ負担する。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 所得割率 5.90% 均等割額 31,355 円 賦課限度額 500,000 円
平成 20 年 07 月	● 保険料本算定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象者：108,596 人 賦課総額：5,439,583,560 円 1 人当たり：50,090 円（軽減後）
平成 20 年 09 月	● 負担区分の誤りによる被保険者証の誤送付について記者発表（甲府市）
	● 年金天引きプログラムのミスについて記者発表（富士吉田市）
平成 20 年 11 月	● 負担区分変更に伴う 4 市町 6 人の被保険者証発行誤りについて記者発表（広域連合）
平成 21 年 04 月	● 7 割軽減を受ける方のうち、被保険者全員が年金収入 80 万円以下（その他の所得がない）である世帯に属する方について、9 割軽減とする特例措置を追加（以後継続）
	● 保険料の支払方法について、口座振替と年金天引きの選択を可能とする。
平成 21 年 05 月	● 後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の運用に係る留意点等について（平成 21 年 5 月 20 日保高発第 0520001 号） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 悪質滞納者のみを対象とすること。
平成 21 年 07 月	● 保険料本算定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象者：110,906 人 賦課総額：5,114,304,440 円 1 人当たり：46,113 円（軽減後）
平成 21 年 10 月	● 後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の厳格な運用の徹底について（平成 21 年 10 月 26 日保発 1026 第 1 号） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 原則として交付しないこと。
平成 22 年 04 月	● 医療保険制度の安定を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律 施行（平成 22 年法律第 35 号） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 被用者保険等保険者は、後期高齢者支援金の 1/3 を総報酬割で算定する。 ▶ 財政安定化基金について、保険料の引き上げの抑制に活用可能とする。

Ⅳ 年 表

年 月	内 容
平成 22 年 04 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 22・23 年度保険料率等（※） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 所得割率 7.28% 均等割額 38,710 円 賦課限度額 500,000 円 ※ 不均一保険料率等（小菅村） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 所得割率 6.40% 均等割額 34,064 円 賦課限度額 500,000 円
平成 22 年 07 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料本算定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象者：113,029 人 賦課総額 5,146,216,020 円 1 人当たり：45,530 円（軽減後）
平成 22 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者医療制度改革会議 最終取りまとめ <ul style="list-style-type: none"> ▶ 後期高齢者医療制度を廃止し、75 歳以上の者も現役世代と同様に国保か被用者保険に加入することとしたうえで、「公費・現役世代・高齢者の負担割合の明確化」「都道府県単位の財政運営」といった現行制度の利点はできるだけ維持しつつ、よりよい制度を目指す。 ● 被用者保険の被扶養者であった方の軽減措置を（制度廃止まで）延長する。
平成 23 年 07 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料本算定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象者：114,834 人 賦課総額 5,239,851,150 円 1 人当たり：45,629 円（軽減後）
平成 24 年 02 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会保障・税一体改革大綱（閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 高齢者医療制度改革会議の取りまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う。 ▶ 具体的内容について、関係者の理解を得たうえで、平成 24 年度通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。
平成 24 年 04 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 賦課限度額 50 万円を 55 万円とする。 ● 平成 24・25 年度保険料率等（※） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 所得割率 7.86% 均等割額 39,670 円 賦課限度額 550,000 円 ※ 不均一保険料率等（小菅村） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 所得割率 7.30% 均等割額 37,289 円 賦課限度額 550,000 円
平成 24 年 07 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料本算定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象者：116,363 人 賦課総額 5,577,058,000 円 1 人当たり：47,928 円（軽減後）
平成 24 年 08 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会保障制度改革推進法成立 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 「今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。」（法第 6 条第 4 号）
平成 25 年 07 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料本算定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象者：118,041 人 賦課総額 5,706,466,610 円 1 人当たり：48,343 円（軽減後）
平成 25 年 08 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会保障制度改革国民会議 報告書 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 「後期高齢者医療制度については、創設から既に 5 年が経過し、現在では十分定着していると考えられる。今後は、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、後期高齢者支援金に対する全面報酬割の導入を始め、必要な改善を図っていくことが適当である。」

IV 年表

年 月	内 容
平成 25 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律 成立 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 持続可能な医療制度を構築するため、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険法等の一部を改正する法律附則第 2 条に規定する所要の措置 ・ 国民健康保険の運営について、財政運営をはじめとして都道府県が担うことを基本としつつ、都道府県と市町村において適切に役割を分担するために必要な方策 ・ 国民健康保険及び後期高齢者医療の保険料に係る低所得者の負担の軽減 ・ 被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の全てを標準報酬総額に応じた負担とすること ・ 低所得者の負担に配慮しつつ行う 70 歳から 74 歳までの者の一部負担金の取扱い及びこれと併せた負担能力に応じた負担を求める観点からの高額療養費の見直し等 ▶ 上記等の措置の実施状況等を踏まえ、高齢者医療制度の在り方について、必要に応じ、見直しに向けた検討を行うものとする。
平成 26 年 04 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 賦課限度額 55 万円を 57 万円とする。 ● 平成 26・27 年度保険料率等（※） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 所得割率 7.86％ 均等割額 40,490 円 賦課限度額 570,000 円 ※ 小菅村の不均一賦課期間が終了したため、全県均一の保険料率等となった。 ● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。単身世帯も対象とする。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。
平成 26 年 07 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料本算定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象者：118,800 人 賦課総額 5,753,068,130 円 1 人当たり：48,426 円（軽減後）
平成 26 年 08 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料賦課額の減額等に係る取扱いについて（平成 26 年 8 月 5 日保高発 0805 第 1 号） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 後期高齢者医療の保険料の賦課権に係る期間制限について、法令上、消滅時効等に係る規定がないため、徴収権と同様の取扱いが示されていたが、大阪高等裁判所の介護保険料減額更正請求事件判決が確定したことを受けて、後期高齢者医療の保険料についても、平成 26 年度分までの減額賦課について期間制限に服さない取扱いとすることが示された。 ▶ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）により、後期高齢者医療の保険料の賦課権について平成 27 年度以降の保険料について、2 年間の期間制限が設けられた。
平成 27 年 01 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療制度改革骨子（平成 27 年 1 月 13 日 社会保障制度改革推進本部決定） <ol style="list-style-type: none"> ① 国民健康保険の安定化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政支援の拡充（H27～）財政運営責任の都道府県移行（H30～） ② 高齢者医療における後期高齢者支援金の全面報酬割の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1/3（現在）→ 1/2（H27）→ 2/3（H28）→ 全面報酬割（H29） ・ 拠出金負担の重い被用者保険者への支援を実施

IV 年表

年 月	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ③ 協会健保の国庫補助率の安定化と財政特例措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国庫補助率を当分の間 16.4%と定める ④ 医療費適正化計画の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県が、地域医療構想と統合的な目標を医療費適正化計画の中に設定 ・ 地域包括ケア推進等の為の指標の見直しや、後発医薬品の使用割合等の追加 ⑤ 個人や保険者による予防・健康づくりの促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者へのヘルスケアポイントの付与等について、保険者が保健事業の中で実施できることを明確化 ・ H30 から、見直し後の後期高齢者支援金の加算・減算制度を開始 ⑥ 負担の公平化等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入院時食事療養費の段階的見直し（H28～）低所得者・難病患者等は据置き ・ 紹介状なしで大病院を受診する場合等の定額負担の導入（H28～） ・ 所得水準の高い国保組合の国庫補助の見直し（H28 から 5 年かけて） ・ 後期高齢者の保険料軽減特例（予算措置）を原則的に本則に戻す（H29～） ※ 激変緩和措置については、今後検討 ⑦ 患者申出療養（仮称）の創設
平成 27 年 04 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。
平成 27 年 05 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律 成立 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、持続可能な医療保険制度を構築するため、医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進、患者申出療養の創設等の措置を講ずる。 ・ 国民健康保険の安定化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 国保への財政支援の拡充。 ○ 平成 30 年度からは、都道府県が財政運営の責任主体。 ・ 後期高齢者支援金の全面報酬割の導入 <ul style="list-style-type: none"> ○ 被用者保険者の後期高齢者支援金について、段階的に全面報酬割を実施。 ・ 負担の公平化等 <ul style="list-style-type: none"> ① 入院時食事代の段階的引上げ。 ② 紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入 ③ 健康保険の保険料算定基礎となる標準報酬月額の上限を引き上げ ・ その他 <ul style="list-style-type: none"> ① 協会健保の国庫補助率を当分の間 16.4%とするとともに、法定準備金を超える準備金に係る国庫補助額の特例的な減額措置を講ずる。 ② 被保険者の所得水準の高い国保組合への国庫補助について、所得水準に応じた補助率に見直し。 ③ 医療費適正化計画の見直し、予防・健康づくりの促進 ④ 患者申出療養を創設
平成 27 年 07 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料本算定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象者：120,405 人 賦課総額 5,713,552,570 円 1 人当たり：47,453 円（軽減後）
平成 28 年 04 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 28・29 年度保険料率等 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 所得割率 7.86% 均等割額 40,490 円 賦課限度額 570,000 円

IV 年 表

年 月	内 容
平成 28 年 04 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。
平成 28 年 07 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料本算定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象者：122,516 人 賦課総額 5,950,159,990 円 1 人当たり：48,566 円（軽減後）
平成 28 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料軽減判定におけるシステム誤りについて （平成 28 年 12 月 27 日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 後期高齢者医療制度発足（平成 20 年）以来、「後期高齢者医療広域連合電算処理システム（標準システム）」の設定に誤りがあり、一部の被保険者について、保険料の均等割部分の軽減判定が誤って行われ、本来納付すべき金額と異なる保険料が賦課されてきたもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料の均等割部分の軽減判定所得の計算において、青色申告による純損失の繰越控除を行う場合、本来、軽減判定用に計算した繰越損失額を用いる必要があるところ、確定申告上の繰越損失額を用いて計算していた。
平成 29 年 04 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ● 所得額が 58 万円以下の方の所得割軽減特例の変更 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 5 割軽減を 2 割軽減に変更 ● 元被扶養者の均等割軽減特例の変更 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 9 割軽減を 7 割軽減に変更
平成 29 年 07 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料本算定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象者：125,306 人 賦課総額 6,381,468,540 円 1 人当たり：50,927 円（軽減後） ● 後期高齢者医療保険料の還付手続きの不適正処理について記者発表（富士川町）
平成 30 年 04 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 30・31 年度保険料率等 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 所得割率 7.86% 均等割額 40,490 円 賦課限度額 620,000 円 ● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ● 賦課限度額 57 万円を 62 万円とする。 ● 所得額が 58 万円以下の方の所得割軽減特例の廃止 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 2 割軽減を廃止 ● 元被扶養者の均等割軽減特例の変更 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 7 割軽減を 5 割軽減に変更

Ⅳ 年 表

年 月	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ● 住所地特例対象者の追加 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 29 年政令第 258 号）により県外の施設等に入所している山梨県内の国民健康保険住所地特例者が後期高齢者医療保険被保険者になった場合に、山梨県後期高齢者医療広域連合の被保険者となることに変更されました。（平成 30 年 4 月 1 日施行）
平成 30 年 07 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料本算定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象者：127,584 人 賦課総額 6,814,729,920 円 1 人当たり：53,414 円（軽減後）
平成 30 年 08 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 高額療養費制度の見直しに伴う限度額適用認定証の交付 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 210 号）及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 97 号）により制度の持続可能性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平及び負担能力に応じた負担を求める観点から、高額療養費の算定基準額等の見直しが行われた。（平成 30 年 8 月 1 日施行） ・ 現役並み所得者の高額療養費の算定基準額となる所得区分がⅠ、Ⅱ及びⅢに細分化され、所得区分Ⅰ及びⅡの被保険者に対して申請により限度額適用認定証を交付。
平成 31 年 04 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ● 低所得者に対する保険料軽減の特例措置の見直し <ul style="list-style-type: none"> ▶ 均等割の軽減率 … 9 割軽減を 8 割軽減に変更。 ● 元被扶養者の均等割軽減特例の見直し <ul style="list-style-type: none"> ▶ 5 割軽減を軽減なしに変更。 （ただし、資格取得後 2 年経過する月までの間に限り 5 割を軽減）
令和元年 07 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料本算定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象者：130,165 人 賦課総額 7,338,191,260 円 1 人当たり：56,376 円（軽減後）
令和元年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 全世代型社会保障検討会議 中間報告 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 以下の方向性に基づき、団塊の世代が 75 歳以上の高齢者入りする 2022 年度初までに改革を実施できるよう、最終報告の取りまとめ後 社会保障審議会の審議を経て 翌年夏までに成案を得た後に速やかに必要な法制上の措置を講じることとした。 ・ 後期高齢者（現役並み所得者以外）であっても一定所得以上の方については、窓口負担割合を 2 割とし、それ以外の方については 1 割とする ・ 高齢者の疾病・生活状況等の実態を踏まえ、具体的な施行時期や 2 割負担の具体的な所得基準とともに、長期にわたり頻繁に受診が必要な患者の生活等に与える影響を見極め、適切な配慮について検討を行う。
令和 02 年 04 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和 2・3 年度保険料率等 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 所得割率 7.86% 均等割額 40,490 円 賦課限度額 640,000 円 ● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。

IV 年 表

年 月	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ● 賦課限度額 62 万円を 64 万円とする。
令和 02 年 05 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被用者に対する傷病手当金の支給 並びに保険料の減免措置の実施 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について（令和 2 年 3 月 10 日事務連絡）に基づき、同感染症の感染拡大の防止に向けた臨時的な措置を実施するため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 86 条第 2 項に規定する傷病手当金の支給について、山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例並びに同施行規則の一部改正を実施（令和 2 年 5 月 29 日施行） ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援の基準等について（令和 2 年 4 月 8 日事務連絡）に基づき、同感染症の影響を受けた被保険者を保険料減免の対象に含めるため、山梨県後期高齢者医療広域連合保険料徴収猶予及び減免に関する取扱要綱の一部改正を実施。（令和 2 年 5 月 29 日施行、令和 2 年 2 月 1 日適用）
令和 02 年 07 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料本算定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象者：130,959 人 賦課総額 7,595,601,770 円 1 人当たり：58,000 円（軽減後）
令和 02 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 全世代型社会保障検討会議 最終報告（令和 2 年 12 月 15 日） <p>今回の改革においては、これらを総合的に勘案し、後期高齢者（75 歳以上。現役並み所得者は除く）であっても課税所得が 28 万円以上（所得上位 30%）かつ年収 200 万円以上（単身世帯の場合。複数世帯の場合は、後期高齢者の年収合計が 320 万円以上の方）の方に限って、その医療費の窓口負担割合を 2 割とし、それ以外の方は 1 割とする。</p> <p>今回の改革の施行時期については、施行に要する準備期間等も考慮し、令和 4 年度（2022 年度）後半までの間で、政令で定めることとする。</p> <p>また、施行に当たっては、長期頻回受診患者等への配慮措置として、2 割負担への変更により影響が大きい外来患者について、施行後 3 年間、1 月分の負担増を、最大でも 3,000 円に収まるような措置を導入する。</p>
令和 03 年 04 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 低所得者に対する保険料軽減の特例措置の見直し <ul style="list-style-type: none"> ▶ 均等割の軽減率 … 7.75 割軽減を本則どおりの 7 割軽減に変更。 ● 均等割額の軽減対象となる要件の見直し
令和 03 年 06 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 一部負担金の負担割合見直し（令和 3 年 6 月 11 日公布） <p>全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 66 号）が公布され、後期高齢者医療の被保険者のうち、現役並み所得者以外の被保険者であって、一定所得以上であるものについて、窓口負担を 2 割にする。</p>
令和 03 年 07 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料本算定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象者：130,241 人 賦課総額 7,600,875,160 円 1 人当たり：58,360 円（軽減後）
令和 04 年 01 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 一部負担金の負担割合見直しの施行期日（令和 4 年 1 月 4 日公布） <p>全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和 4 年政令第 13 号）により、一部負担金の負担割合見直しの施行期日が令和 4 年 10 月 1 日とされた。</p>
令和 04 年 04 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和 4・5 年度保険料率等 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 所得割率 8.30% 均等割額 40,980 円 賦課限度額 660,000 円

Ⅳ 年 表

年 月	内 容
	● 賦課限度額 64 万円を 66 万円とする。
令和 04 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：133,350 人 賦課総額 8,290,668,620 円 1 人当たり：62,172 円（軽減後）
令和 04 年 10 月	● 一部負担金の負担割合見直しの施行 現役並み所得者以外の被保険者で、一定所得以上であるものについて、窓口 2 割負担が令和 4 年 10 月 1 日より施行された。
令和 05 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：138,254 人 賦課総額 8,741,352,230 円 1 人当たり：63,226 円（軽減後）

後期高齢者医療制度の概要（令和4年度版）

令和5年10月 発行

発行 山梨県後期高齢者医療広域連合

〒400-8587 山梨県甲府市蓬沢 1-15-35

山梨県自治会館 2F

TEL 055-236-5671 / Fax 055-235-6373
